

第2期

常滑市 子ども・子育て支援 事業計画



令和2年3月
常滑市

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨と背景	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状	5
1	常滑市の状況	5
2	アンケート調査結果からみえる現状	17
3	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	29
第3章	計画の基本的な考え方	33
1	基本理念	33
2	基本的な視点	34
第4章	教育・保育の量の見込みと確保方策	35
1	幼児教育・保育提供区域の設定	35
2	幼児教育・保育の量の見込みと確保方策	37
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	47
4	子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保	62
第5章	子ども・子育て支援施策	63
1	産後の休業及び育児休業後における保育園等の円滑な利用の確保	63
2	子ども・子育てに関する支援	64
3	仕事と子育ての両立支援	69
第6章	計画の推進体制	70
1	計画の推進に向けて	70
2	計画の進捗・評価	70
資料編		71
1	常滑市子ども・子育て会議設置要綱	71
2	常滑市子ども・子育て会議委員名簿	72

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを生み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25歳から44歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成31年4月時点の全国の待機児童数は1万6,772人と減少傾向となっているものの、保育を必要とする全ての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成29年6月に『子育て安心プラン』を公表し、平成30年度から令和4年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

常滑市（以下、本市と言う。）においては、これまで平成27年3月に『常滑市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

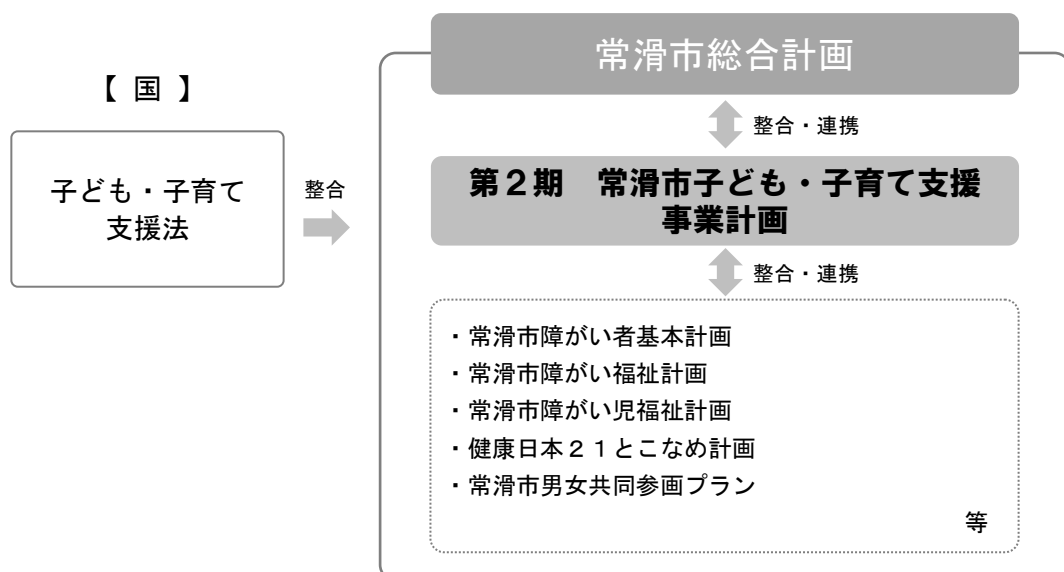
このような中、平成28年に策定した第5次常滑市総合計画では、将来都市像「感動を次代につなぎ 世界に開くまち ところなめ～焼き物・海・空を生かして～」の実現に向けて、「“元気” あふれるまちづくり」、「ともに“創る” まちづくり」、「将来に“つなぐ” まちづくり」の3つの基本理念のもと、まちづくりの目標の一つとして「人を育み、誰もが生き生きと暮らすまちづくり」を掲げ、若い世代が安心して結婚し、子どもを生まれて育まれる環境づくり、次代を担う子どもが健やかに育つための子育て支援や教育環境の充実を進めています。

また、本市における幼児教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制を整備し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を実施しています。

この度、『常滑市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期常滑市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。また、本市の上位計画である「常滑市総合計画」やその他関連計画との整合を考慮して策定します。



3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。年度ごとに実施状況や成果を点検・評価し、計画の最終年度である令和6年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
常滑市子ども・子育て支援事業計画				第2期 常滑市子ども・子育て支援事業計画					

4 計画の策定体制

(1) 子ども・子育てに関するアンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調査対象

常滑市在住の未就学児童のいる家庭1,000名を無作為抽出

常滑市在住の就学児童のいる家庭1,000名を無作為抽出

② 調査期間

平成30年12月11日から平成30年12月25日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	1,000通	635通	63.5%
就学児童の保護者	郵送による配布・回収	1,000通	608通	60.8%

(2) 常滑市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「常滑市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年2月～3月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



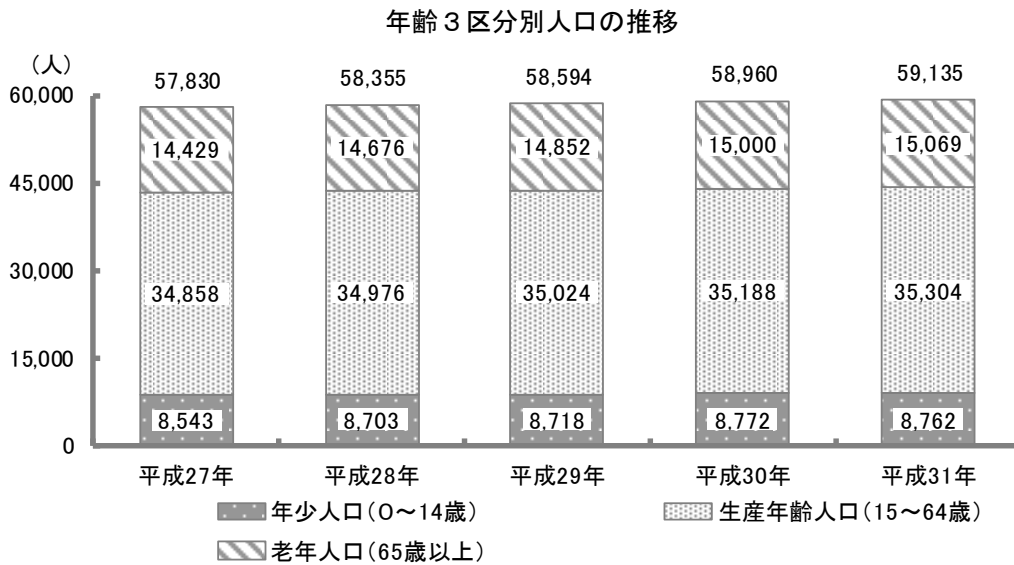
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 常滑市の状況

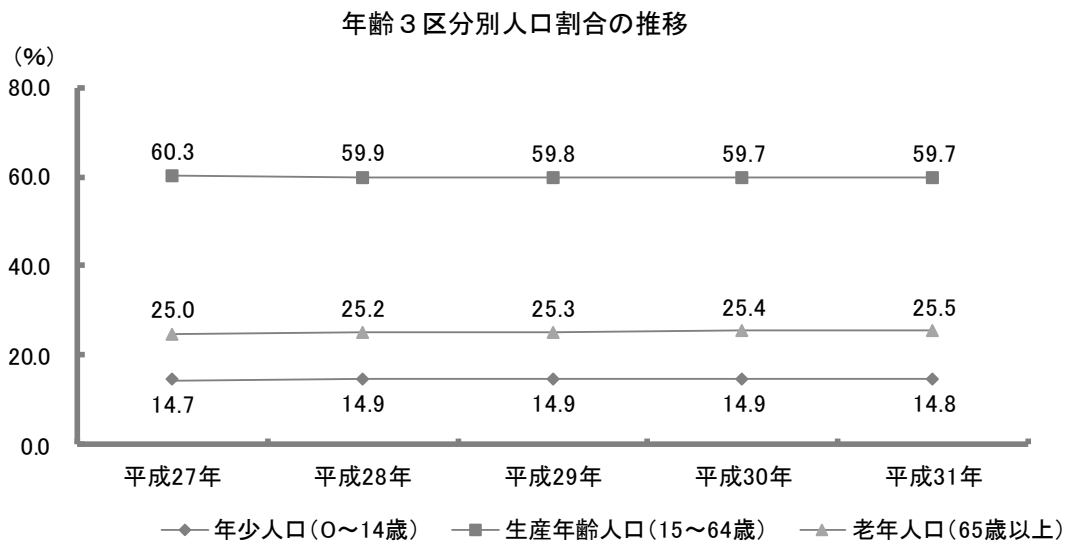
(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々増加し、平成31年で59,135人となっています。また、年齢3区分別人口割合は横ばいで推移しています。



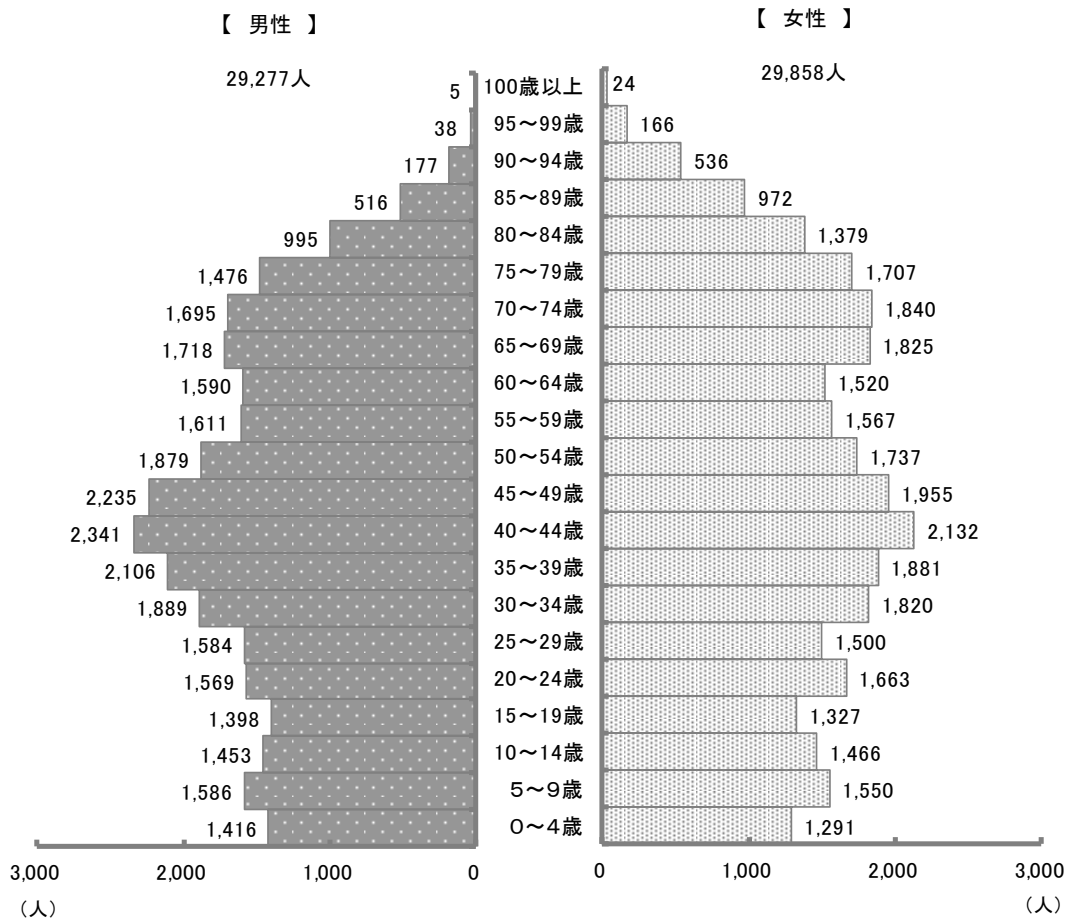
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 人口ピラミッド

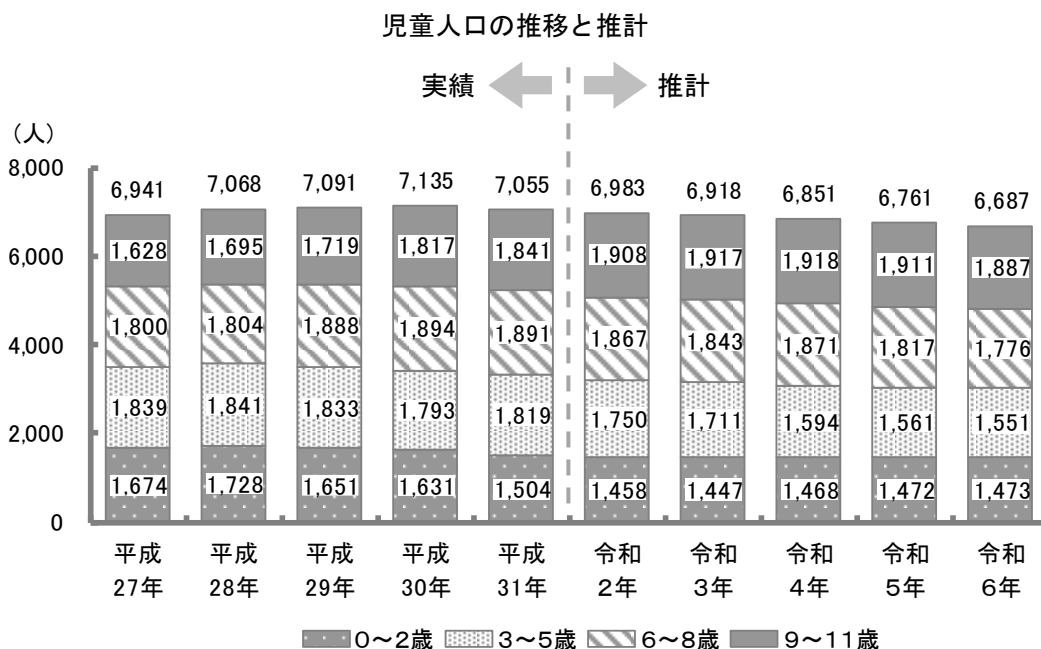
人口ピラミッドをみると、35～49歳の子育て世代で人口が最も多くなっています。



資料：住民基本台帳（平成31年3月末現在）

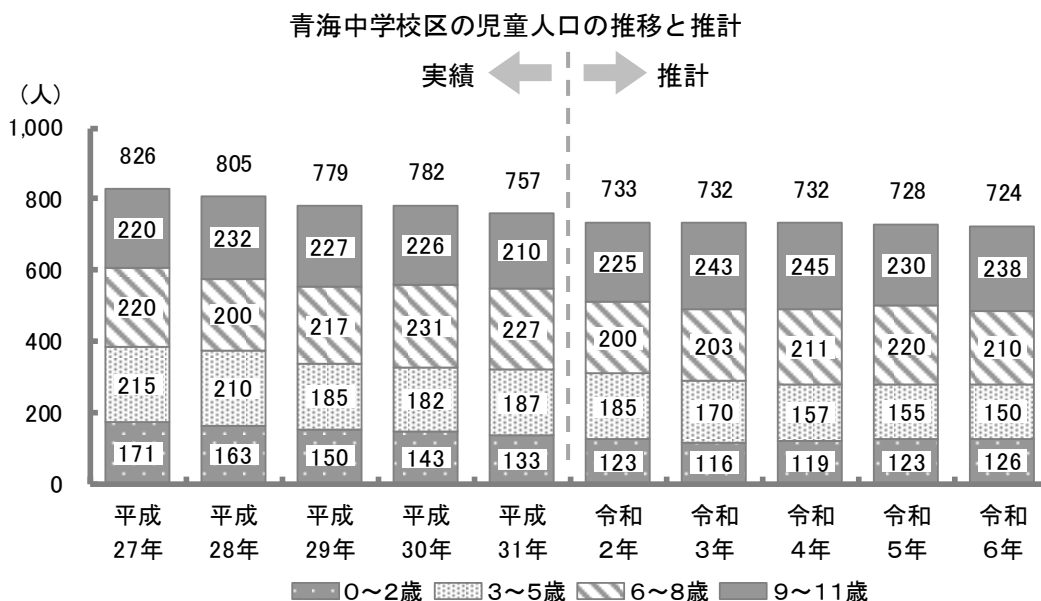
③ 児童人口の推移と推計

本市全体の児童人口の推移をみると、平成27年から平成30年までは増加していましたが、平成31年には減少に転じました。令和2年からの推計でも減少傾向で推移していく見込みとなり、令和6年には6,687人と予測されます。



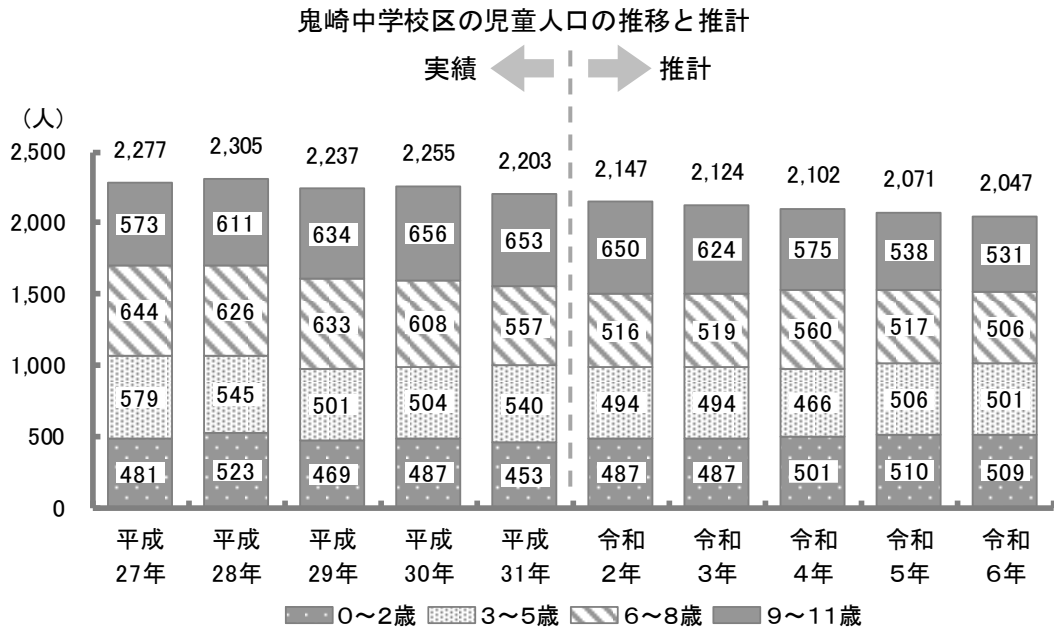
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び国立社会保障・人口問題研究所公表データに基づく推計値

青海中学校区の児童人口の推移をみると、年々減少しており、令和2年からの推計は横ばいで推移していく見込みとなっています。令和6年には724人と平成27年から令和6年の10年間で102人の減少となっています。



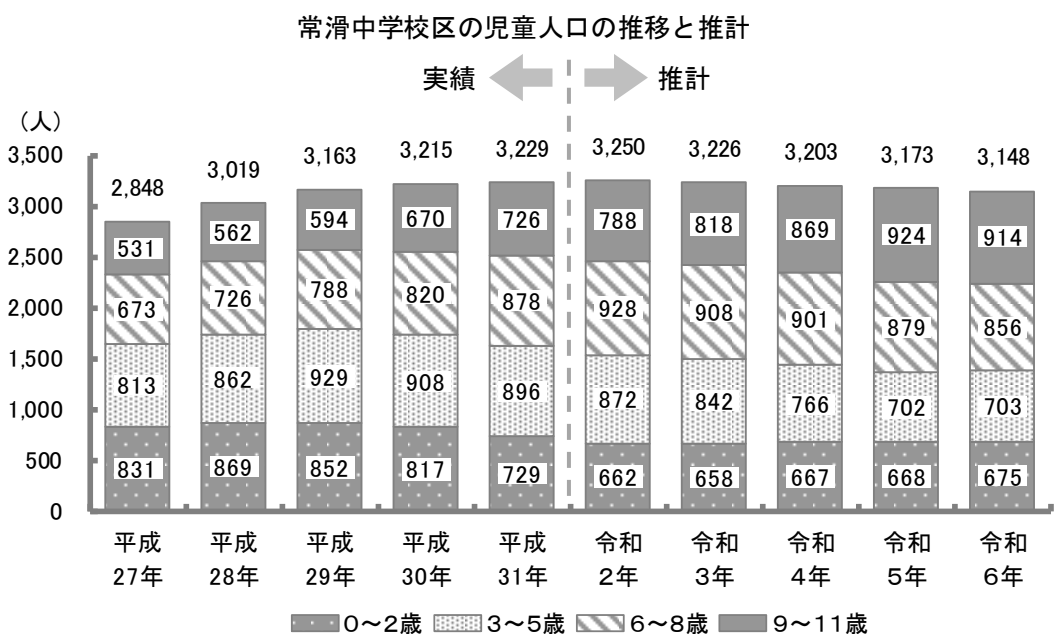
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び国立社会保障・人口問題研究所公表データに基づく推計値

鬼崎中学校区の児童人口の推移をみると、増減を繰り返しておりますが、令和2年からの推計では減少傾向で推移していく見込みとなっております。令和6年には2,047人と平成27年から令和6年の10年間で230人の減少となっております。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び国立社会保障・人口問題研究所公表データに基づく推計値

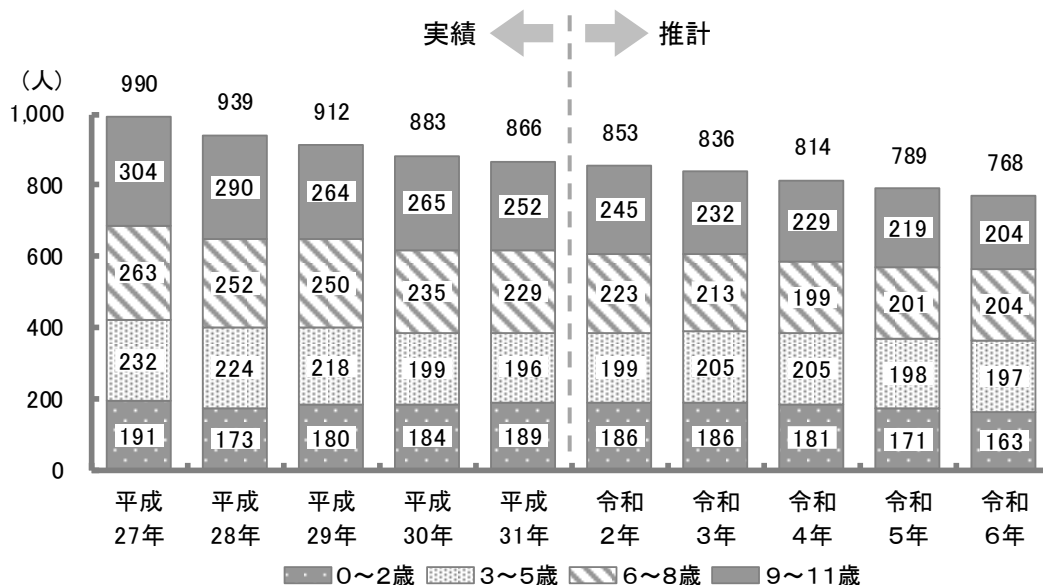
常滑中学校区の児童人口の推移をみると、平成27年から平成31年にかけて増加しており、令和2年からの推計では横ばいで推移していく見込みとなっております。令和6年には3,148人と平成27年から令和6年の10年間で300人の増加が見込まれています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び国立社会保障・人口問題研究所公表データに基づく推計値

南陵中学校区の児童人口の推移をみると、年々減少しており、令和2年からの推計でも減少傾向で推移していく見込みとなっています。令和6年には768人と平成27年から令和6年の10年間で222人の減少となっています。

南陵中学校区の児童人口の推移と推計



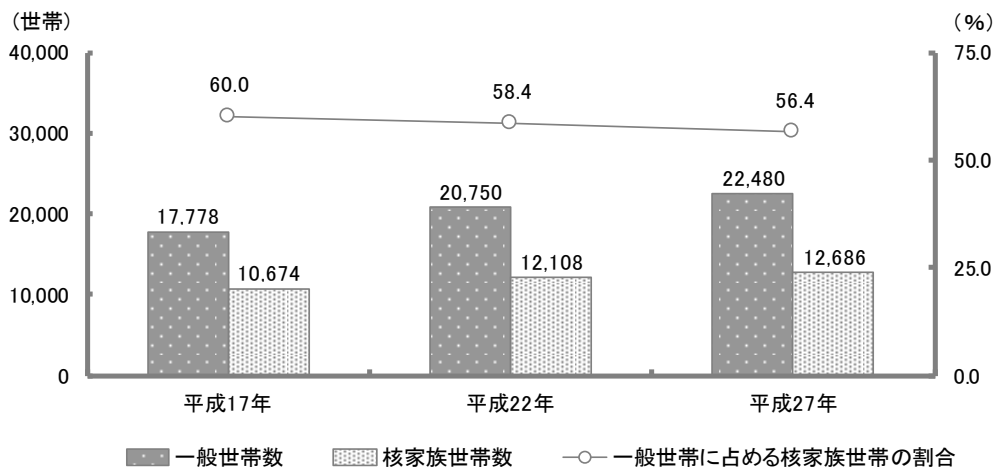
資料：住民基本台帳（各年3月末現在）及び国立社会保障・人口問題研究所公表データに基づく推計値

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で12,686世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は一般世帯数の増加に伴い減少傾向にあります。

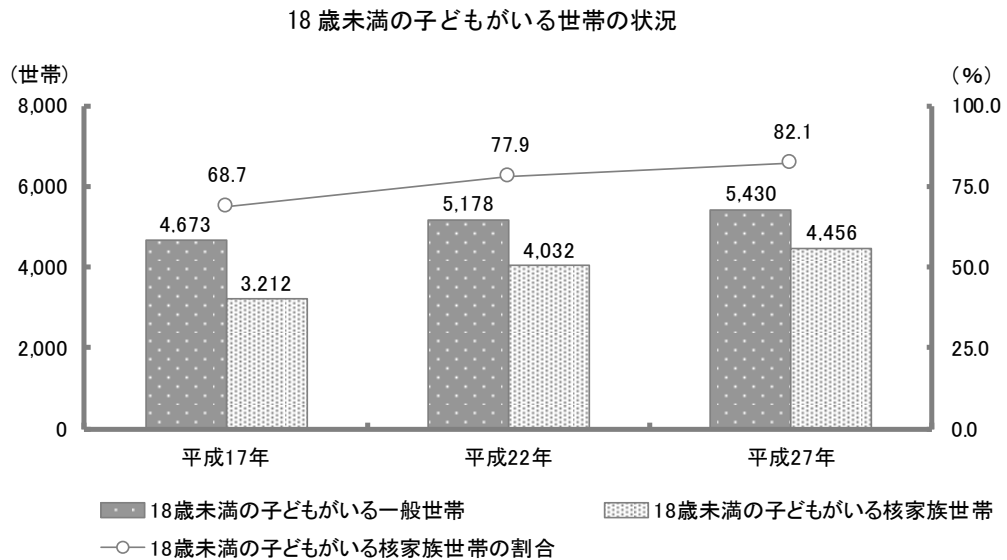
一般世帯・核家族世帯の状況



資料：国勢調査

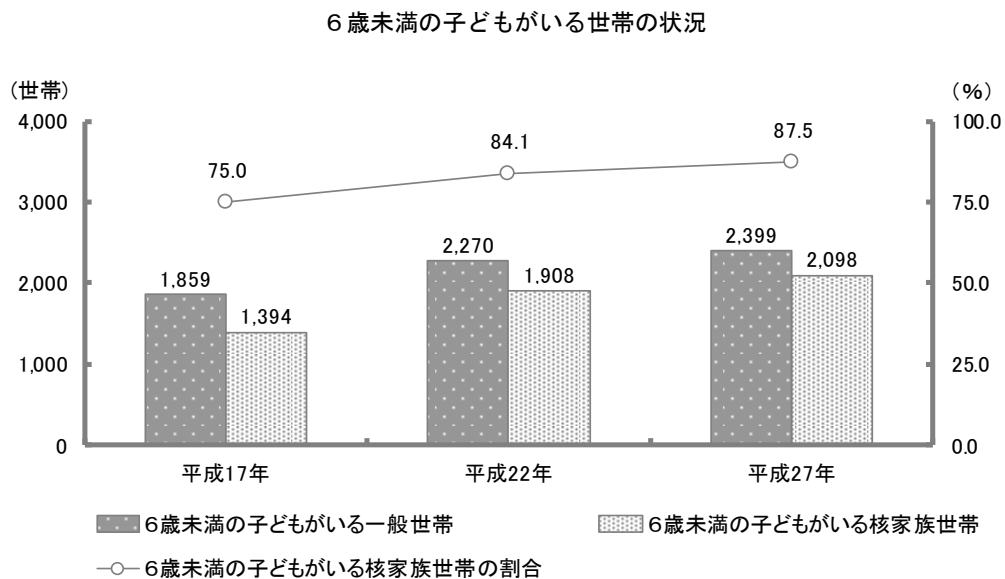
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で5,430世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合も増加傾向となっています。



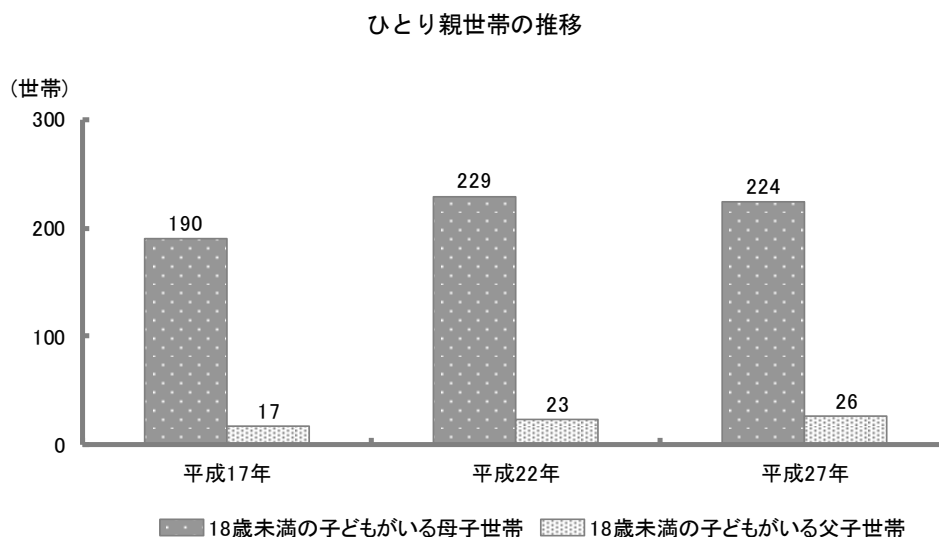
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で2,399世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、平成27年で224世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、平成27年で26世帯となっています。

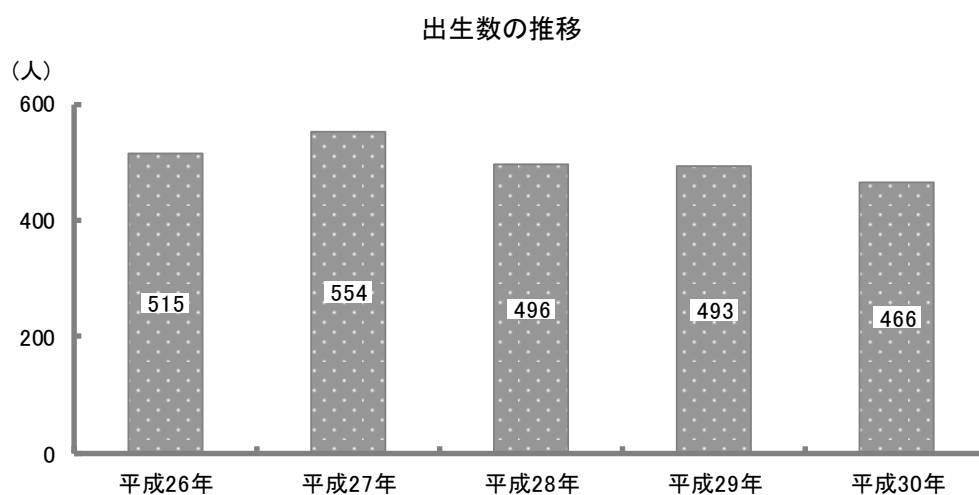


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

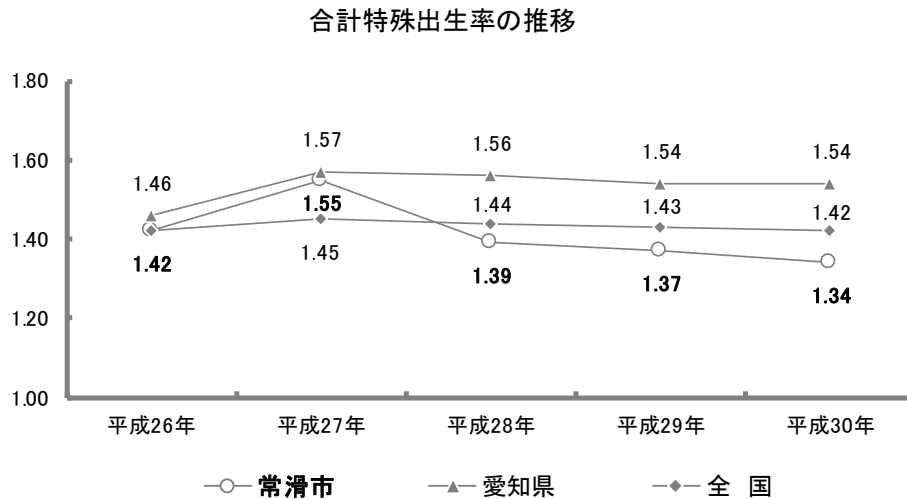
本市の出生数は増減しながら減少傾向で推移しており、平成30年で466人と過去5年間で約1割減少しています。



資料：衛生統計年報

② 合計特殊出生率の推移

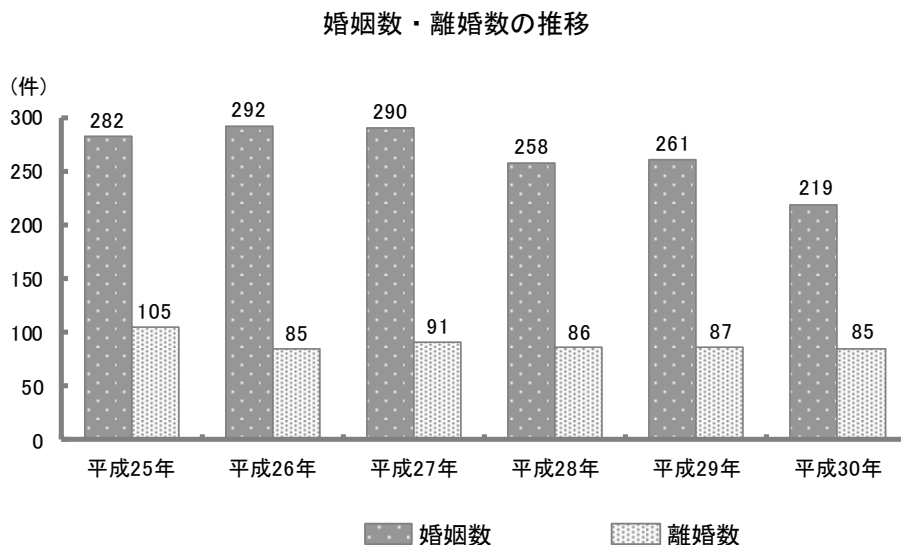
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成30年で1.34となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。



(4) 未婚・結婚の状況

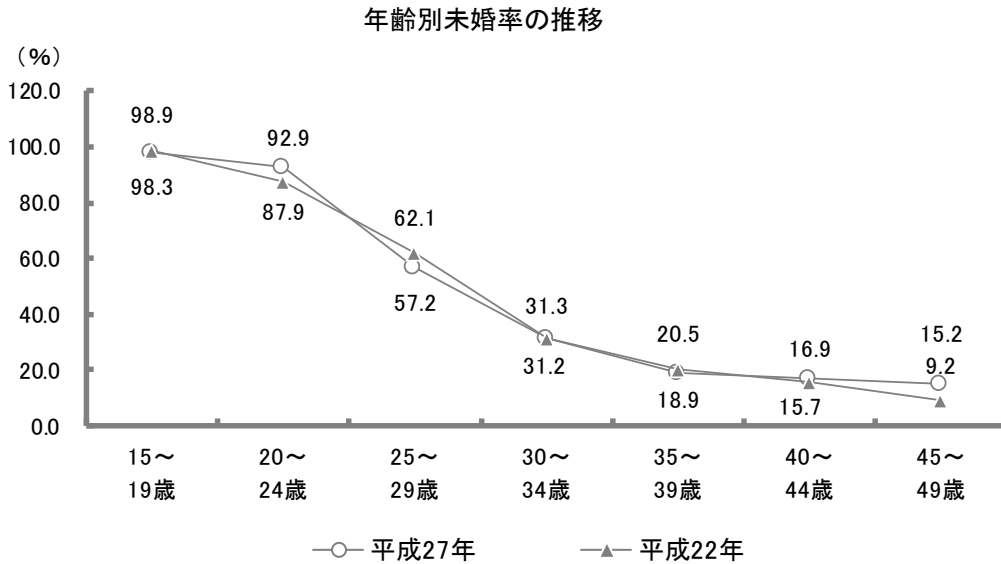
① 婚姻数・離婚数の推移

本市の婚姻数・離婚数の推移をみると、平成25年から平成30年にかけてともに増減を繰り返しており、平成30年では婚姻数は219件、離婚数は85件となっています。



② 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で40歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

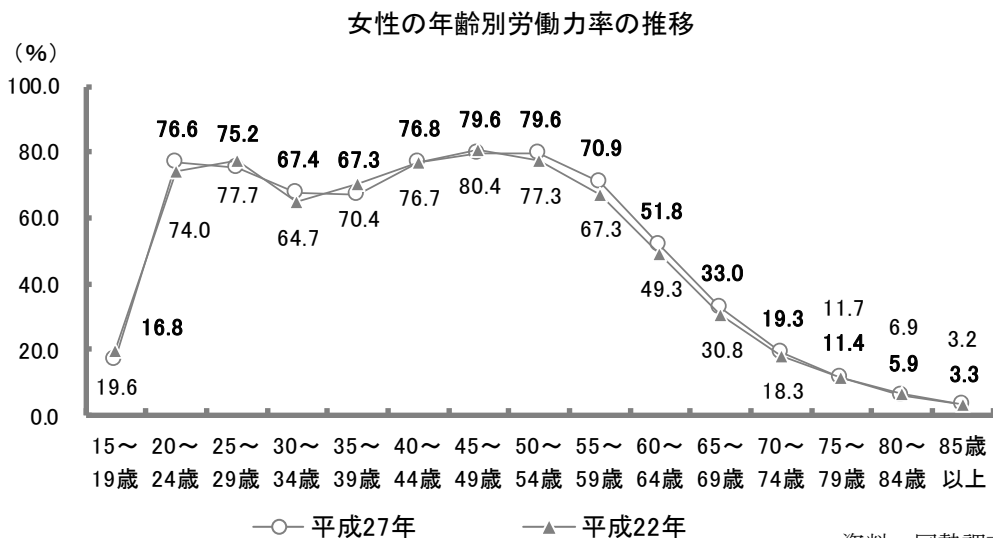


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別労働力率の推移

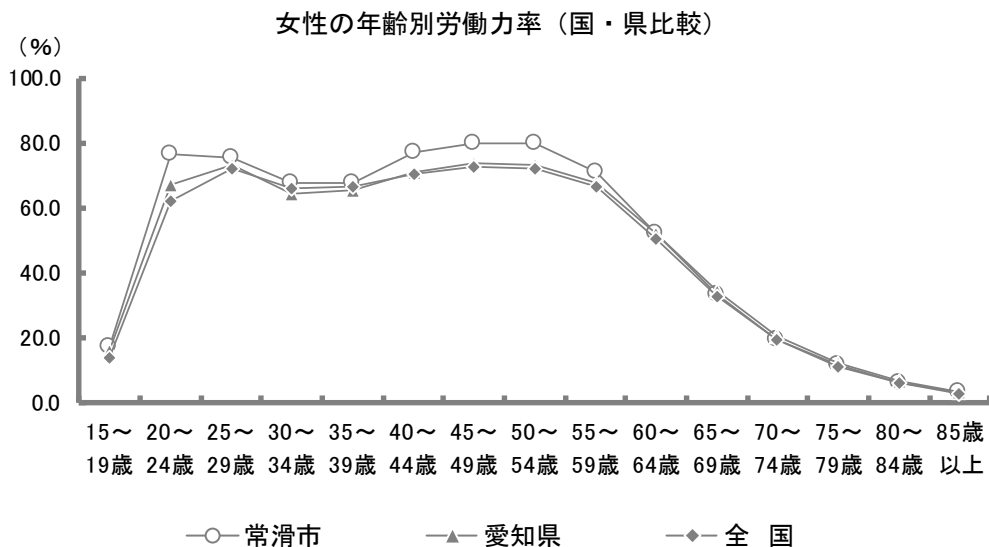
本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30～39歳の労働力率は平成22年に比べ平成27年でわずかに上昇し、近年ではM字カーブは少し緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別労働力率（国・県比較）

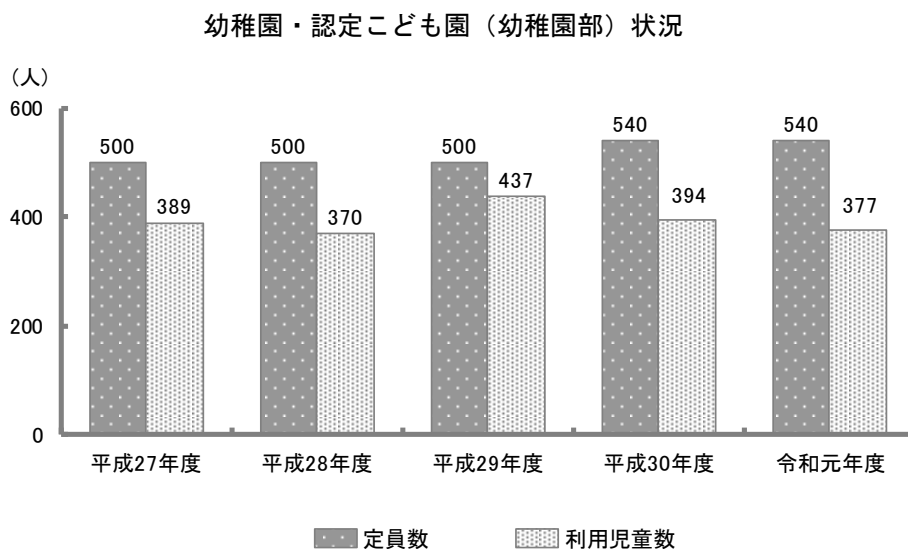
本市の平成27年の女性の年齢別労働力率を全国、県と比較すると、60歳未満では全国、県より高くなっています。



（6）教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）状況

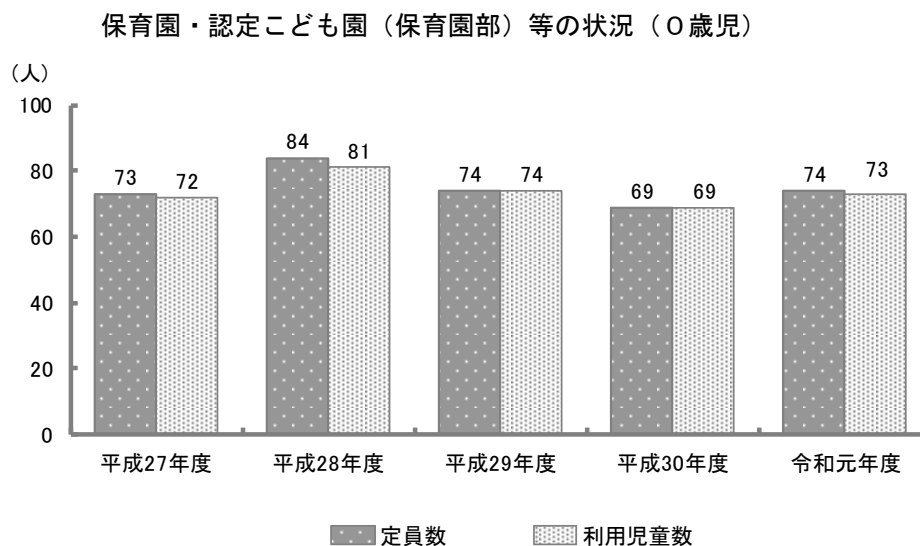
本市の幼稚園・認定こども園（幼稚園部）の状況を見ると、利用児童数は年度によってばらつきはあり、令和元年度で377人となっています。



② 保育園・認定こども園（保育園部）等の状況

ア 0歳児

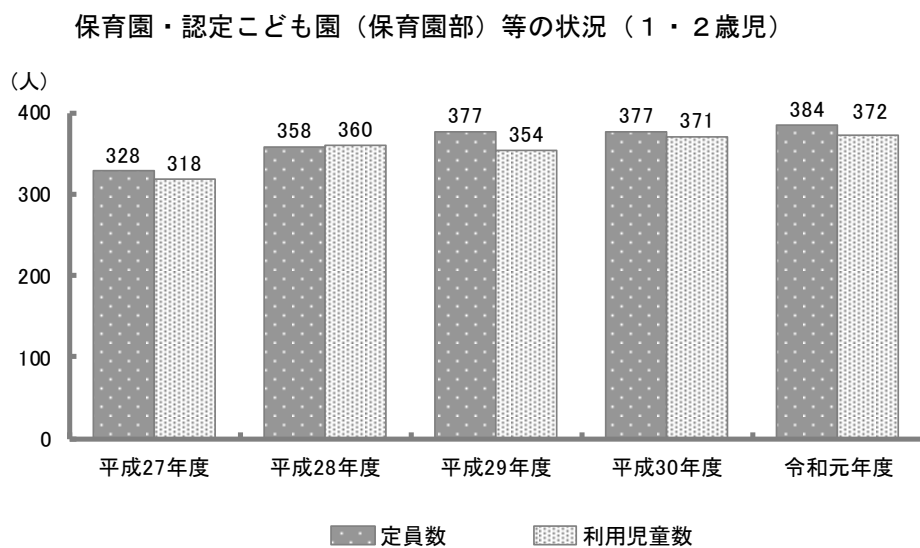
本市の保育園・認定こども園（保育園部）等の0歳児の状況をみると、利用児童数は横ばい傾向となっており、令和元年度で73人となっています。



資料：庁内資料（令和元年度は12月1日現在）

イ 1・2歳児

本市の保育園・認定こども園（保育園部）等の1・2歳児の状況をみると、利用児童数は増加傾向となっており、令和元年度で372人となっています。

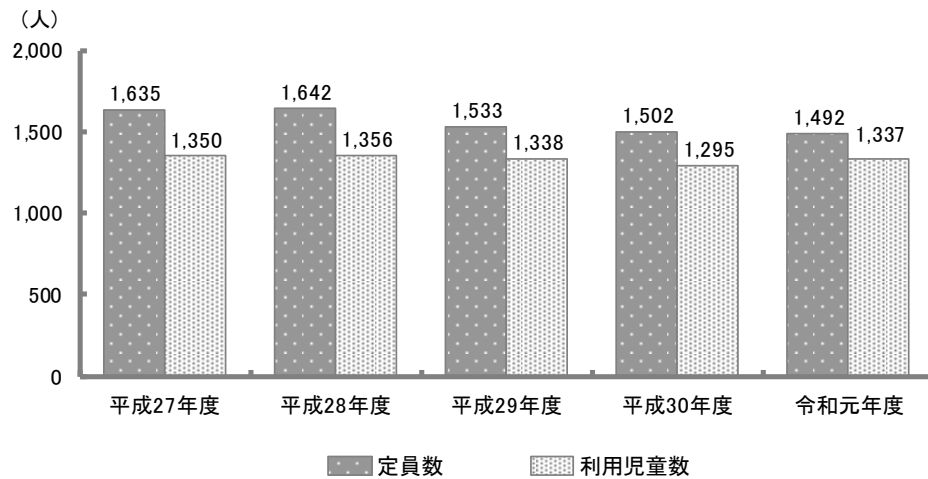


資料：庁内資料（令和元年度は12月1日現在）

ウ 3～5歳児

本市の保育園・認定こども園（保育園部）等の3～5歳児の状況をみると、利用児童数は横ばいで推移しており、令和元年度で1,337人（内、私的契約児213人）となっています。

保育園・認定こども園（保育園部）等の状況（3～5歳児）



資料：庁内資料（令和元年度は12月1日現在）

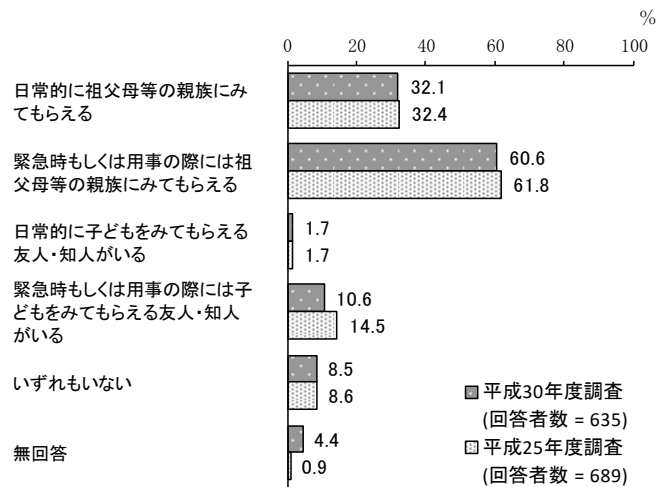
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が60.6%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が32.1%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が10.6%となっています。

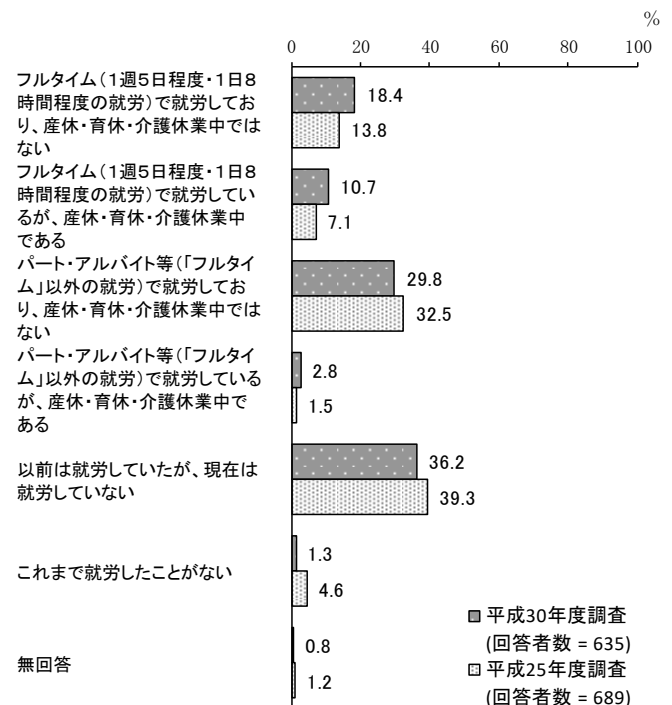
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 母親の就労状況

「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が36.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が29.8%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が18.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が44.9%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が22.2%となっています。

回答者数 = 207

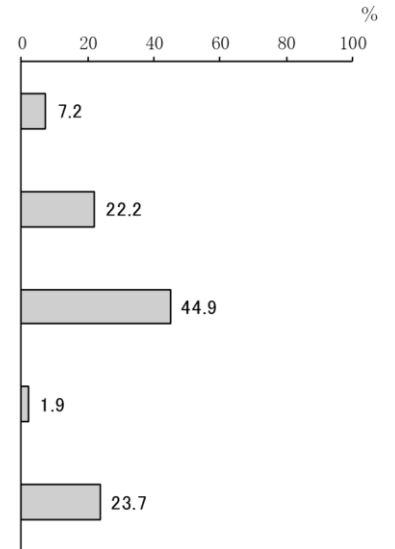
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が45.8%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が22.7%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が21.0%となっています。

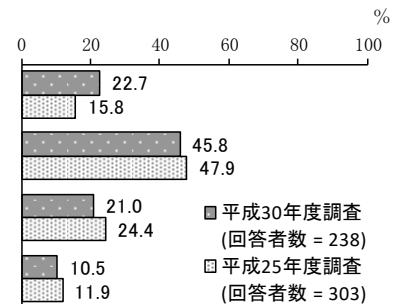
平成25年度調査と比較すると、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が増加しています。

子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

1年より先、一番下の子どもが歳になったところに就労したい

すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

無回答

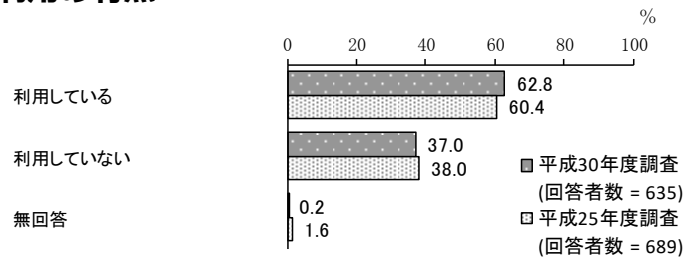


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が62.8%、「利用していない」の割合が37.0%となっています。

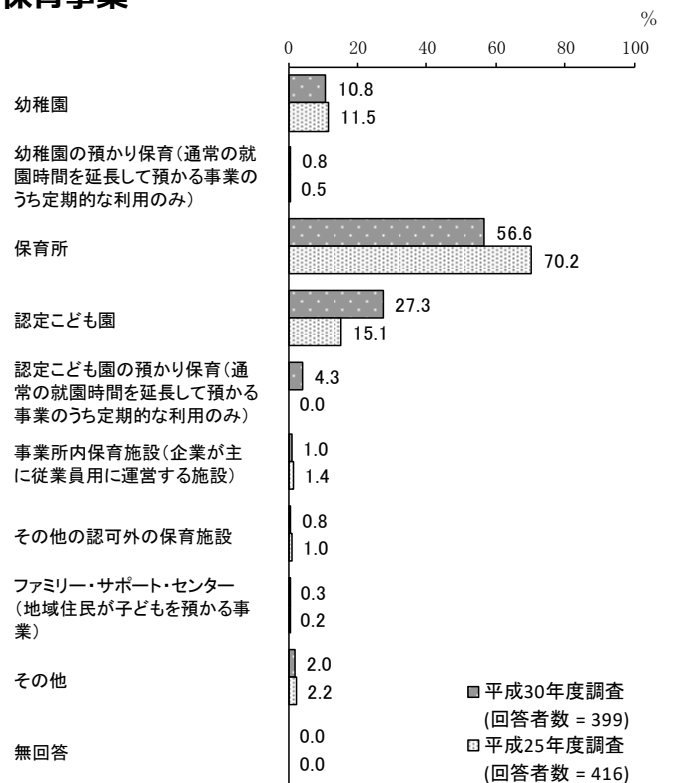
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「保育所」の割合が56.6%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が27.3%、「幼稚園」の割合が10.8%となっています。

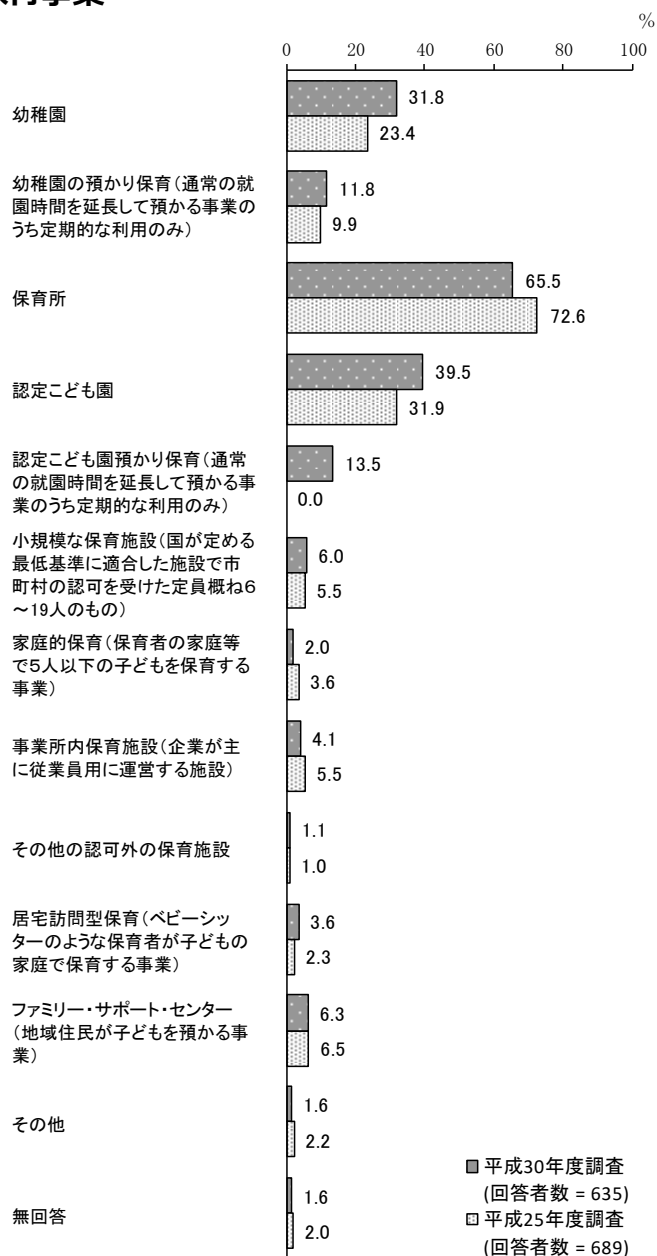
平成25年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加し、「保育所」の割合が減少しています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「保育所」の割合が65.5%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が39.5%、「幼稚園」の割合が31.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「幼稚園」「認定こども園」の割合が増加し、「保育所」の割合が減少しています。

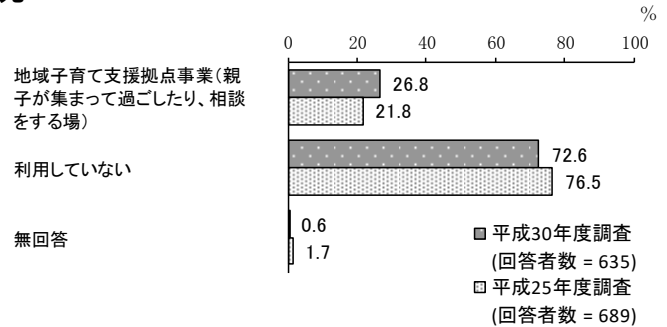


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が26.8%、「利用していない」の割合が72.6%となっています。

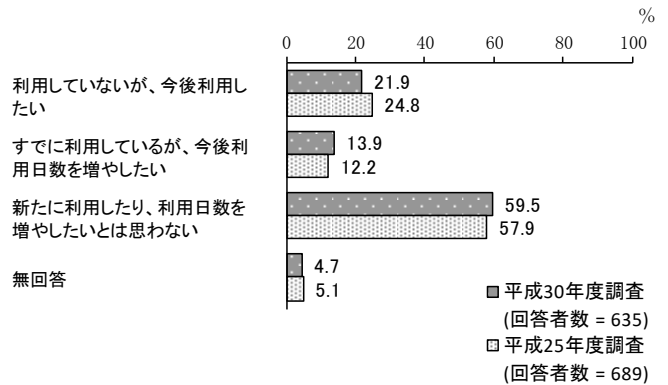
平成25年度調査と比較すると、「地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が増加しています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が59.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が21.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が13.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

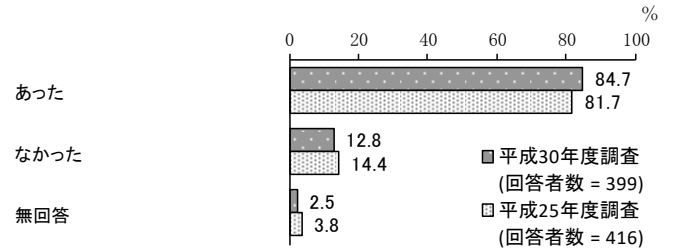


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が84.7%、「なかった」の割合が12.8%となっています。

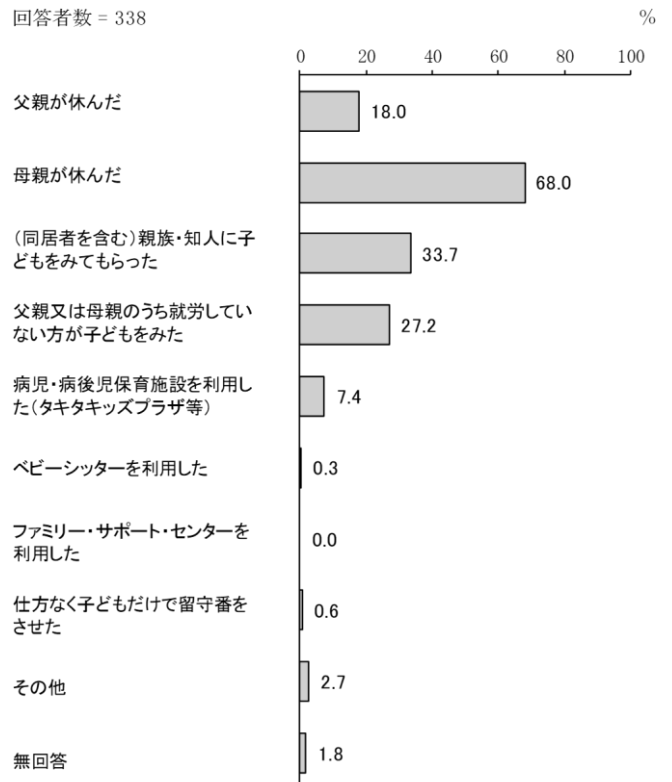
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が68.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が33.7%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が27.2%となっています。

回答者数 = 338

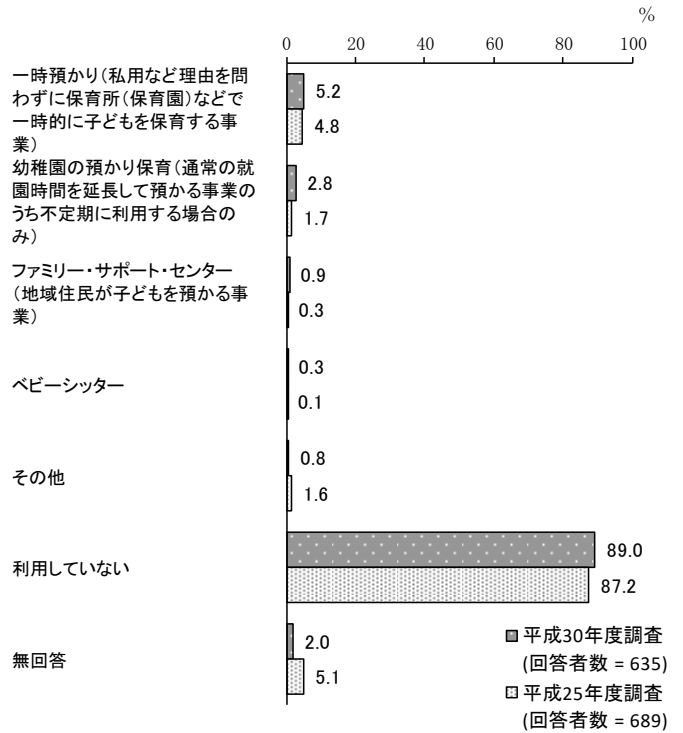


(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が89.0%と最も高くなっています。

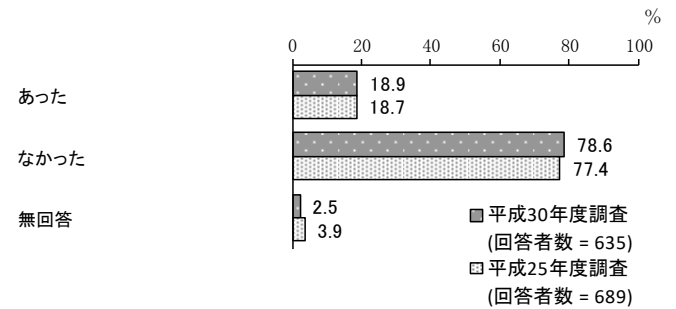
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が18.9%、「なかった」の割合が78.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

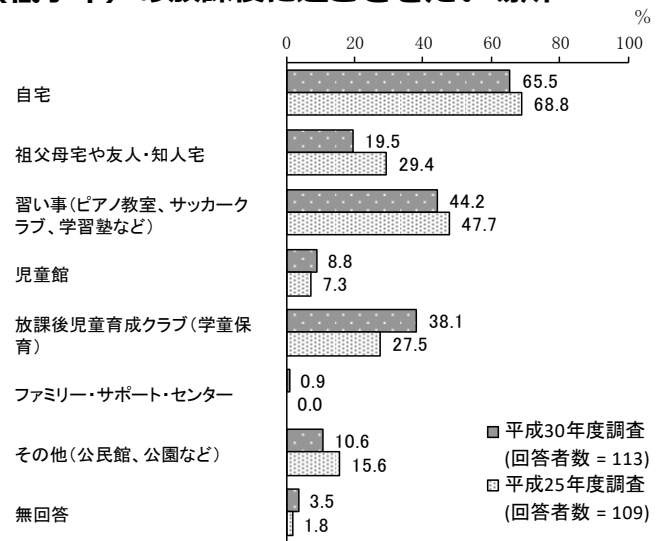


(6) 小学校就学後の過ごさせ方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が65.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が44.2%、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」の割合が38.1%となっています。

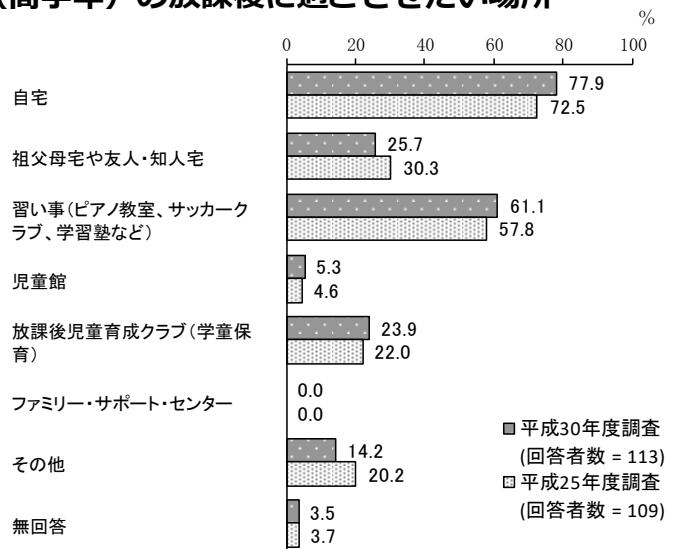
平成25年度調査と比較すると、「放課後児童育成クラブ（学童保育）」の割合が増加し、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

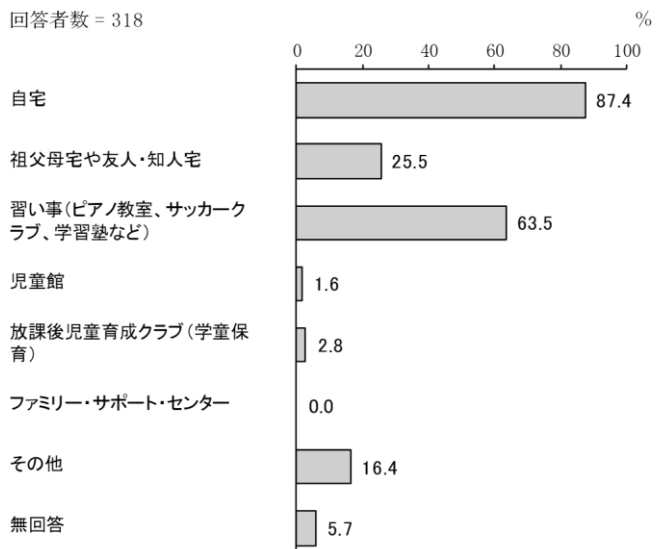
「自宅」の割合が77.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が61.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が25.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」の割合が増加しています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が87.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が63.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が25.5%となっています。

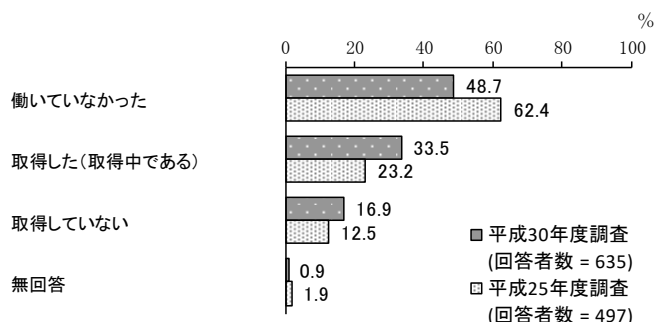


(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「働いていなかった」の割合が48.7%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が33.5%、「取得していない」の割合が16.9%となっています。

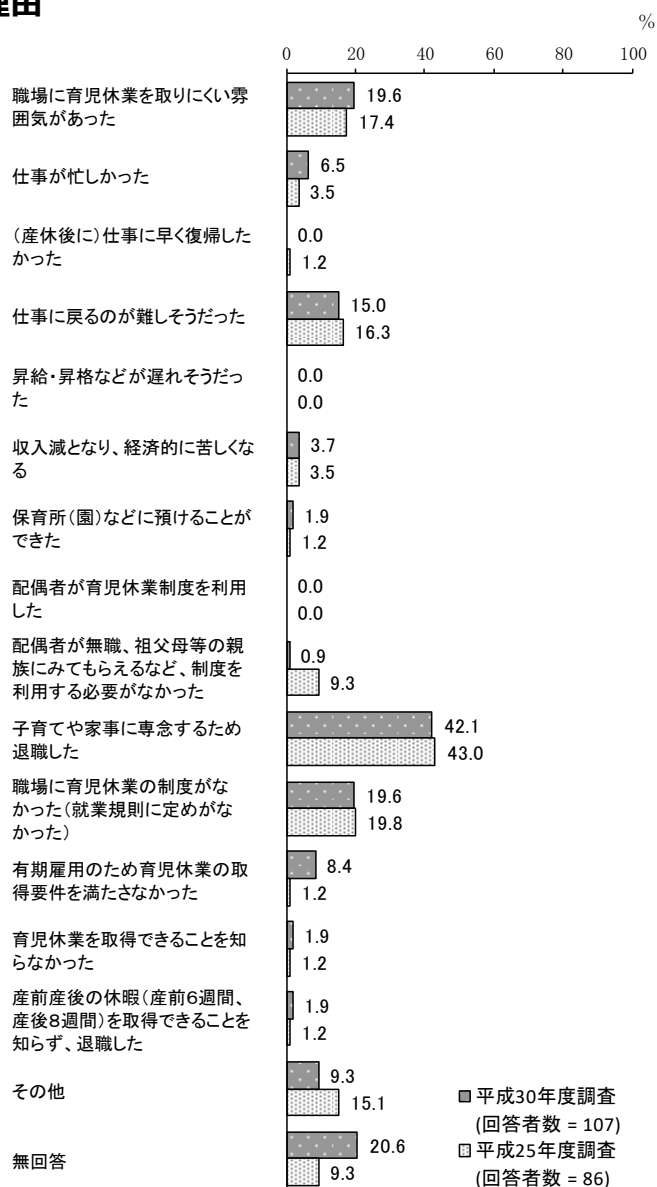
平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加し、「働いていなかった」の割合が減少しています。



② 母親の育児休業を取得していない理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が42.1%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が19.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加し、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。



(8) 相談の状況について

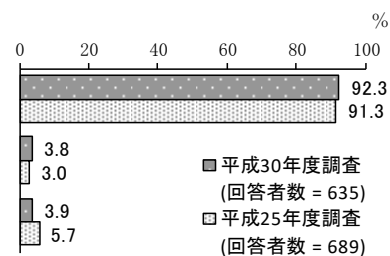
① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が92.3%、「いない／ない」の割合が3.8%となっています。

いる／ある

いない／ない

無回答



② 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

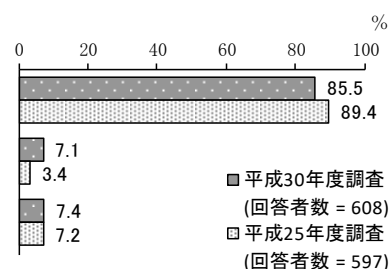
「いる／ある」の割合が85.5%、「いない／ない」の割合が7.1%となっています。

いる／ある

いない／ない

無回答

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



③ 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が86.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が76.1%、「保育士」の割合が28.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子育て支援施設（子育て支援センター、児童館等）・NPO」の割合が増加しています。一方、「近所の人」の割合が減少しています。

祖父母等の親族

友人や知人

近所の人

子育て支援施設(子育て支援センター、児童館等)・NPO

保健所・保健センター

保育士

幼稚園教諭

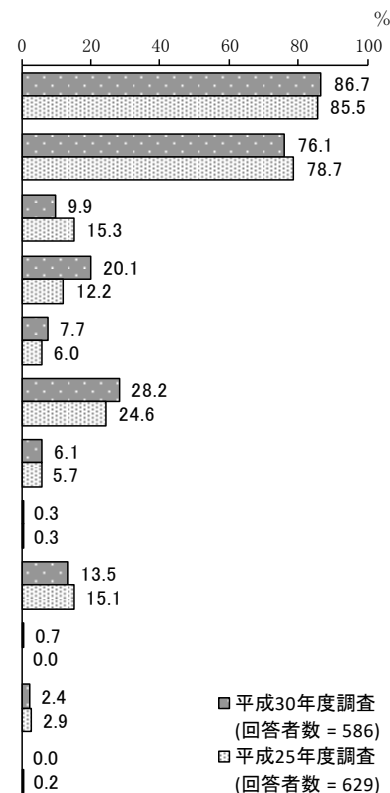
民生委員・児童委員

かかりつけの医師

自治体の子育て関連担当窓口

その他

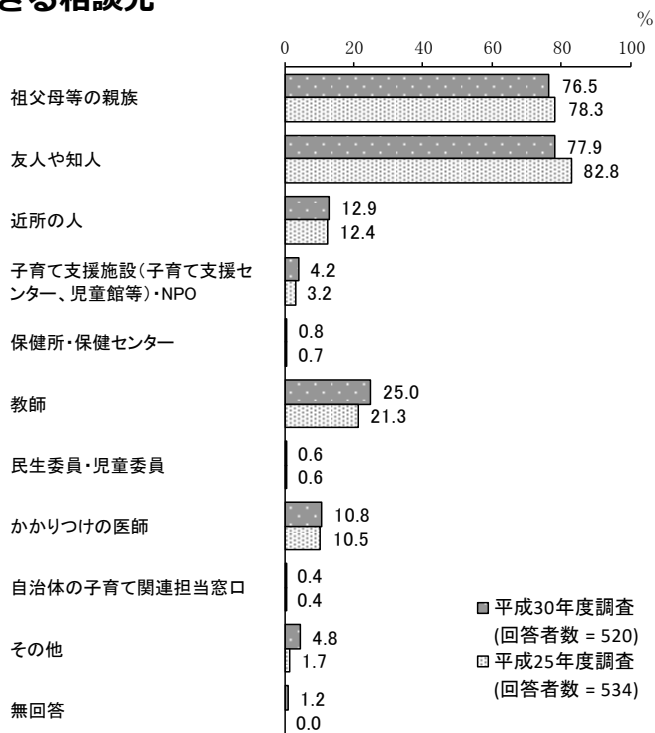
無回答



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「友人や知人」の割合が77.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が76.5%、「教師」の割合が25.0%となっています。

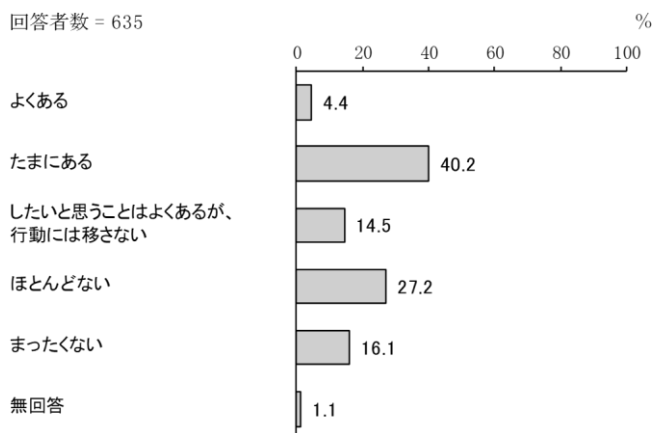
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



(9) 子育て全般について

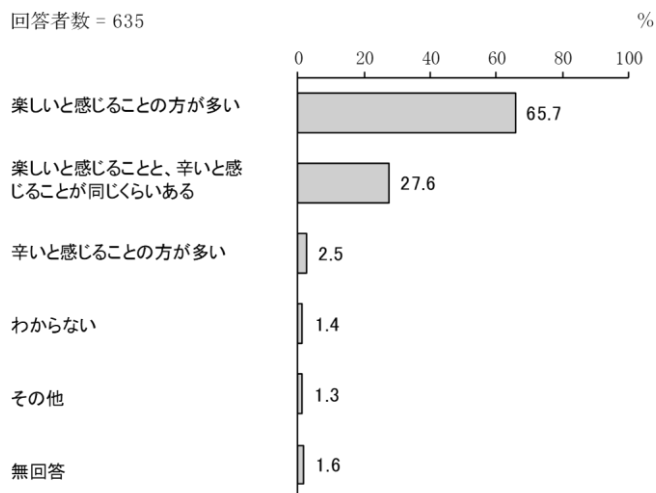
① 就学前児童保護者の子どもに対して、思わずたたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないことの有無

「たまにある」の割合が40.2%と最も高く、次いで「ほとんどない」の割合が27.2%、「まったくない」の割合が16.1%となっています。



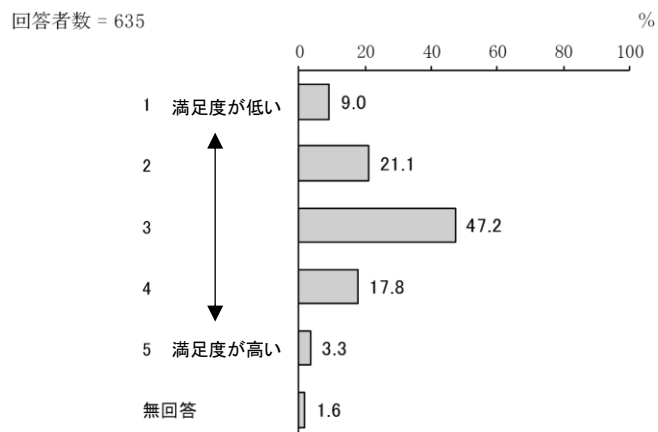
② 就学児童の保護者の子育ての感じ方

「楽しいと感じることの方が多い」の割合が65.7%と最も高く、次いで「楽しいと感じることと、辛いと感じることが同じくらいある」の割合が27.6%となっています。



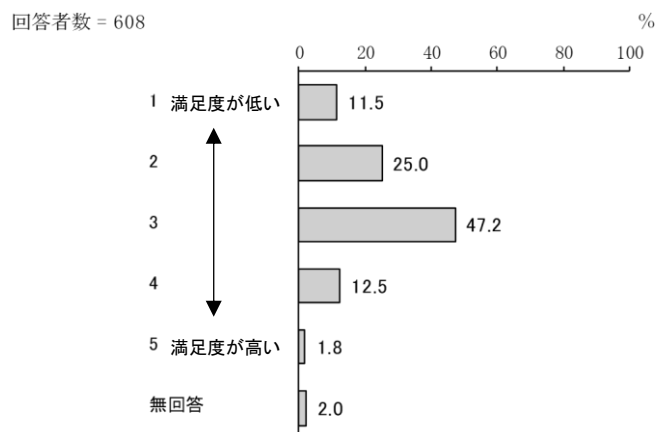
③ 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が47.2%と最も高く、次いで「2」の割合が21.1%、「4」の割合が17.8%となっています。



④ 就学児童の保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が47.2%と最も高く、次いで「2」の割合が25.0%、「4」の割合が12.5%となっています。



3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

第2期計画策定にあたり、第1期計画の評価、統計データ、アンケート結果を踏まえ、第1期計画の基本目標ごとに課題を整理しました。

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援と相談体制の充実

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。

アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」が約1割、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない/ない」の割合が3.8%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいない人がいます。子育てが辛いと思う時は「身体や精神的な疲れがある時」「時間などの制約や自由な時間が阻害される時」「自分が病気の時」などとなっています。

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生き育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

また、子育てに関して「身体や精神的な疲れがある時」に子育てが辛いと感じる人が多くなっています。

本市では、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業を通じて、保護者の不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけています。

今後は、妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを生き育てることができるよう、個々の相談に応じた相談方法を整備することで、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要です。

(2) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

アンケート調査では、就学前児童調査で、子どもに対して、思わずたいたり、子どもの心を傷つけてしまうような言動をしたり、子どもの相手や世話をしないことについて、“ある”の割合が4割半ばとなっています。また、子育てが辛いと思う時について、「子育てが思い通りにならない時」の割合が約5割となっています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

(3) 子どもの貧困対策の充実

国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

本市では、18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成27年で224世帯、父子世帯は26世帯となっており、支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活が困難な家庭への支援を行うことが必要です。

(4) 障がい児施策の充実

全ての子どもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のために児童発達支援を提供していくことが重要です。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や支援の強化とともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、児童発達支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

(5) 子どもの居場所づくりの充実

国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

アンケート調査では、就学前の未就労の母親の就労希望は6割半ばとなっており、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後の過ごし方について、就学前では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低学年で約4割、高学年で2割半ばとなっています。一方で、小学生では、就学前に比べ「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低く、放課後児童クラブの適切なニーズを把握し、整備していく必要があります。

就学期の保育ニーズを的確に捉え、学童保育等、子どもの成長を支える多様な提供内容の検討や、指導員の質の確保等、より豊かな子どもの居場所づくりが求められます。

また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学びを通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。

(6) ワーク・ライフ・バランスの充実

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっています。

本市においては、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成27年で2,098世帯となっています。こうした世帯では、仕事と家庭の両立に向けた支援が求められており、いかに就労希望を叶えられるかが重要です。

アンケート調査では、保護者の育児休暇の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で33.5%となっており、平成25年度調査と比較すると増加しています。一方で、父親では、「取得していない」の割合が88.7%となっており、その多くが取得できていない状況です。

また、父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」が27.4%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が26.8%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が23.8%となっています。

育児休業の取得については、母親の取得は進んでいますが、父親の取得は低い状況です。育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成が求められます。

また、働きながら安心して子どもを育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、本市の将来の担い手であり、かけがえのない存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながるとともに、本市の発展的な未来をつくる力となります。

しかし、近年、子どもの育ちや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめたり、悩みや不安を一人で抱えながら子育てを行っている人がみられます。

本市で育つ子どもが健やかに成長し、子育てがしやすいまちを実現していくためには、そうした人に向けた子ども・子育て支援を行っていくことが必要です。子ども・子育て支援を行っていくにあたっては、子どもの最善の利益となるよう、子どもの視点に立った支援を行います。

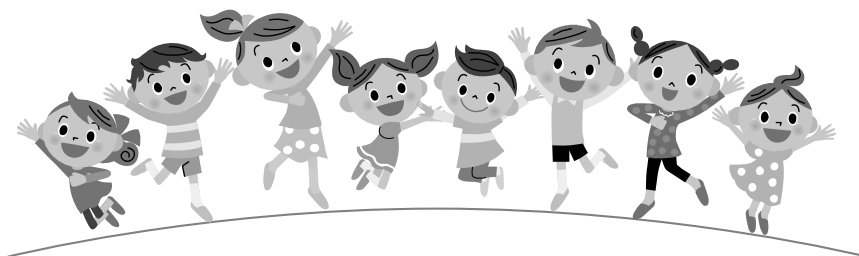
また、子育ては、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々子どもの成長を感じるとともに、親も親として成長していく大きな喜びや生きがいをもたらすものです。

そのため、子ども・子育て支援は保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てを行いやすくなるよう地域や社会が寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、安心して子育てができ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくものです。

本計画は、このような子ども・子育て支援の考えのもと、第1期計画の基本理念を継承し、「生まれてよかった、育ててよかった、健やかな子育てができるまち とこなめ」の実現を目指し、子ども・子育て支援を行っていきます。

基本理念

**生まれてよかった、育ててよかった、
健やかな子育てができるまち とこなめ**



2 基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の3つの視点を持って推進していきます。

(1) 子ども・子育ての思いの共有

子育ての仕方や子育てについての考え方は保護者によって異なります。また、家庭環境、就労形態などにより、必要とする子育て支援も異なります。

しかし、どの保護者も自分の子どもが何よりも大切であるという気持ちは変わりません。その思いを共有し、互いの立場や考えを理解し、手を取り合って子ども・子育てができるまちを目指します。

(2) 質の高い、幼児教育・保育の提供

子ども・子育て支援制度では、市町村は「実施主体」として、責任を持って幼児教育・保育の質を確保し、安定的な制度運用を行っていくことが求められています。

また、子ども・子育て支援制度のもとでは、家庭や就労状況に応じて利用する幼児教育・保育の認定が行われます。

本市の幼稚園、保育園、認定こども園では「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の特性を考慮し教育・保育をしています。また、幼児教育・保育を一体的に提供するため、幼稚園、保育園、認定こども園で合同研修等を実施しています。

引き続き、公立・民間を問わず保育者の保育技術や知識を一層深めるために、様々な研修を実施することで、どの施設を利用しても質の高い幼児教育・保育が提供できるように努めていきます。

(3) 地域特性に応じた子ども・子育てを支援

本市の市域は南北に長く、人口や年齢構成、地理的な要因、交通事情などにより地域の特性は異なり、地域によって必要とされる子ども・子育て支援は異なります。地域ごとの利用者の実情に応じた支援を行っていきます。



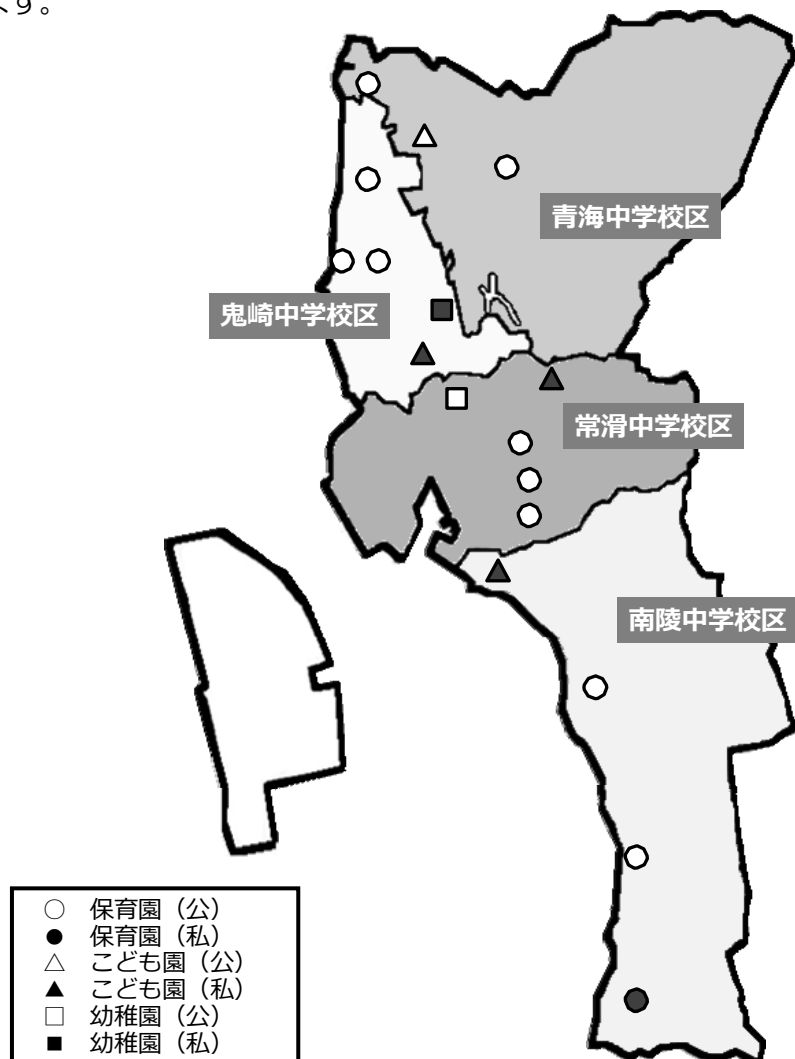
第4章 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 幼児教育・保育提供区域の設定

国では、地理的条件、人口、交通事情などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することができる可能な区域（以下、「教育、保育提供区域」という。）を定め、幼児教育、保育提供区域内での需給計画を立てることとしています。

(1) 幼児教育・保育の提供区域

本市の市域は南北に長く、地域ごとに人口や交通事情が異なっていることから、4中学校区を幼児教育・保育提供区域に設定し、幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供します。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに市内において、柔軟な需給調整を図るため、事業ごとに区域の設定を行います。

事業名		設定区域
1	時間外保育事業	4 中学校区
2	放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ事業）	4 中学校区
3	子育て短期支援事業	市内全域
4	乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）	市内全域
5	養育支援訪問事業	市内全域
6	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	4 中学校区
7	保育園での一時保育	市内全域
8	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	4 中学校区
9	ファミリー・サポート・センター事業	市内全域
10	病児・病後児保育事業	市内全域
11	妊婦健診事業	市内全域
12	利用者支援事業	市内全域
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域

2 幼児教育・保育の量の見込みと確保方策

保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は次のとおりです。

認定区分と利用可能施設

	1号認定	(特例1号認定)	2号認定	3号認定
対象年齢	3～5歳児			0～2歳児
対象条件	2号認定のこども以外		保護者の就労又は疾病その他内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能施設	幼稚園、認定こども園（幼稚園部）	保育園	保育園、認定こども園（保育園部）、地域型保育事業	

(1) 1号認定(3～5歳児 幼稚園・認定こども園幼稚園部)

《現状・課題等》

現在、青海地区には青海こども園、鬼崎地区には大和幼稚園、こども園あるこ、常滑地区には常滑幼稚園、風の丘こども園、南陵地区には波の音こども園があります。

課題としては、「保護者の就労状況が変わった場合も、通いなれた園を継続して利用できること」が子ども・子育て支援新制度の特徴の一つであるため、保育園から幼保連携型認定こども園に移行することが望ましいと考えられます。また、常滑幼稚園については、耐震性はあるものの老朽化が進んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青海	31人	27人	43人	66人
鬼崎	94人	88人	81人	111人
常滑	240人	231人	284人	165人
南陵	24人	23人	29人	52人
全市	389人	369人	437人	394人

《確保の方向性と方策》

就労を希望する母親が増加しています。その一方で、教育を子どもに受けさせたいと考える保護者も一定数あり、平成25年度調査と比較して増加しています。

令和2年度から令和4年度に南陵地区で定員の不足が見込まれますが、常滑市全体では定員は確保されているため、市内全域で教育を希望する児童を受け入れていきます。

今後、入園実績に基づいて適正な定員の設定について検討していきます。

【青海地区】

現在の確保内容を維持します。

【鬼崎地区】

現在の確保内容を維持します。

【常滑地区】

現在の確保内容を維持します。また、引き続き老朽化の進む常滑幼稚園について、今後の在り方を含め検討していきます。

【南陵地区】

令和5年度からSAKA I 保育園を保育所型認定こども園へ移行し、保育園に在籍する特例1号認定児の受け皿を増やします。(1号認定+10人)

《量の見込みと確保方策》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青海	1号認定	67人	66人	59人	56人	57人
	2号認定 注	8人	7人	7人	6人	6人
	量の見込み①	75人	73人	66人	62人	63人
	確保の内容②	80人	80人	80人	80人	80人
	②-①	5人	7人	14人	18人	17人
鬼崎	1号認定	114人	111人	100人	94人	96人
	2号認定 注	13人	12人	11人	10人	11人
	量の見込み①	127人	123人	111人	104人	107人
	確保の内容②	190人	190人	190人	190人	190人
	②-①	63人	67人	79人	86人	83人
常滑	1号認定	170人	166人	149人	139人	143人
	2号認定 注	19人	18人	17人	15人	16人
	量の見込み①	189人	184人	166人	154人	159人
	確保の内容②	225人	225人	225人	225人	225人
	②-①	36人	41人	59人	71人	66人
南陵	1号認定	53人	52人	47人	44人	45人
	2号認定 注	6人	6人	5人	5人	5人
	量の見込み①	59人	58人	52人	49人	50人
	確保の内容②	45人	45人	45人	※10+45人	55人
	②-①	△14人	△13人	△7人	6人	5人
全市	1号認定	404人	395人	355人	333人	341人
	2号認定 注	46人	43人	40人	36人	38人
	量の見込み①	450人	438人	395人	369人	379人
	確保の内容②	540人	540人	540人	550人	550人
	②-①	90人	102人	145人	181人	171人

注：保育を必要とする（2号認定児）が、幼稚園等での教育を希望する児童

※は量（入園児数）の見込みに対する、確保（定員増加）人数

(2) 2号認定(3~5歳児 保育園・認定こども園保育園部)

《現状・課題等》

本市では、保育の必要性の有無にかかわらず全ての子どもを受け入れており待機児童を出さず現在に至っています。人口が増加している常滑地区や鬼崎地区の一部の園で定員の余裕が少なくなってきたり、入所が難しくなっています。

令和2年度から保育の必要性のない私的契約児を特例1号認定児として受け入れします。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青海	174人 (35人)	207人 (25人)	186人 (35人)	185人 (38人)
鬼崎	441人 (87人)	396人 (81人)	381人 (70人)	383人 (56人)
常滑	531人 (86人)	507人 (66人)	528人 (58人)	498人 (59人)
南陵	204人 (43人)	246人 (39人)	243人 (42人)	229人 (35人)
全市	1,350人 (251人)	1,356人 (211人)	1,338人 (205人)	1,295人 (188人)

※ () 内は私的契約児

《確保の方向性と方策》

女性の就労率は増加していますが、定員は確保されています。待機児童が発生しないよう、定員の確保に努めるとともに、入園実績に基づいて適正な定員数を検討していきます。

子ども・子育て支援新制度では教育と保育を一体的に行う認定こども園を推進しており、本市としても認定こども園に移行していくことを検討します。

施設面では幼稚園・保育園とも老朽化が進んでいることから、大規模改修工事や民間活力を活用して更新していくことを目指します。

【青海地区】

現在の確保内容を維持します。

【鬼崎地区】

現在の確保内容を維持します。

【常滑地区】

現在の確保内容を維持します。

【南陵地区】

令和3年度までに老朽化の進むSAKA I 保育園の施設を更新します。

《量の見込みと確保方策》

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青海	特例1号認定児 注	61人	60人	56人	56人	57人
	2号認定	109人	106人	99人	99人	101人
	量の見込み①	170人	166人	155人	155人	158人
	確保の内容②	270人	270人	270人	270人	270人
	②-①	100人	104人	115人	115人	112人
鬼崎	特例1号認定児 注	90人	88人	82人	82人	84人
	2号認定	242人	236人	221人	221人	225人
	量の見込み①	332人	324人	303人	303人	309人
	確保の内容②	430人	430人	430人	430人	430人
	②-①	98人	106人	127人	127人	121人
常滑	特例1号認定児 注	95人	93人	86人	87人	88人
	2号認定	324人	318人	296人	296人	302人
	量の見込み①	419人	411人	382人	383人	390人
	確保の内容②	525人	525人	525人	525人	525人
	②-①	106人	114人	143人	142人	135人
南陵	特例1号認定児 注	56人	55人	51人	51人	52人
	2号認定	144人	140人	131人	131人	133人
	量の見込み①	200人	195人	182人	182人	185人
	確保の内容②	275人	275人	275人	275人	275人
	②-①	75人	80人	93人	93人	90人
全市	特例1号認定児 注	302人	296人	275人	276人	281人
	2号認定	819人	800人	747人	747人	761人
	量の見込み①	1,121人	1,096人	1,022人	1,023人	1,042人
	確保の内容②	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
	②-①	379人	404人	478人	477人	458人

注：1号認定児同様に保育園に入所できる条件を満たさないが、近隣に幼稚園が無いなどの理由により保育園に通う児童

(3) 3号認定(0～2歳児 保育園・認定こども園保育園部・地域型保育事業所)

《現状・課題等》

0～2歳児の待機児童は平成31年4月1日現在ありませんが、特に人口が多い地区で希望の園に入りにくいという課題があります。また、利用児童数は1・2歳児で増加傾向となっています。

<0歳児>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青海	6人	12人	12人	12人
鬼崎	19人	22人	20人	16人
常滑	39人	39人	24人	33人
南陵	9人	11人	18人	8人
全市	73人	84人	74人	69人

<1・2歳児>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青海	38人	42人	57人	51人
鬼崎	84人	91人	84人	100人
常滑	155人	169人	118人	138人
南陵	41人	58人	95人	83人
全市	318人	360人	354人	372人

《確保の方向性と方策》

青海地区、常滑地区、南陵地区で定員の不足が見込まれますが、市内全域で受け入れていきます。しかしながら、女性の就労率は増加傾向にあり、特に育児休業が終了した1歳児での入園が難しくなっています。

今後、ニーズの増加が見込まれる0～2歳児の保育に対応していくため、保育者の確保を引き続き行っていくとともに、利便性の高い鬼崎地区で定員を確保するため、地域型保育事業所の誘致を検討します。

【青海地区】

現在の確保内容を維持します。

【鬼崎地区】

- 令和3年度から常滑大和キッズ保育園で0歳児の受け入れを始めます。
(0歳児+3人)
- 令和4年度に0～2歳児を保育する地域型保育事業所1園の誘致を検討します。
(0歳児+3人、1・2歳児+16人)

【常滑地区】

現在の確保内容を維持します。

【南陵地区】

現在の確保内容を維持します。

《量の見込みと確保方策》

<0歳児>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青海	量の見込み①	13人	13人	13人	13人	13人
	教育・保育施設	12人	12人	12人	12人	12人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	12人	12人	12人	12人	12人
	②-①	△1人	△1人	△1人	△1人	△1人
鬼崎	量の見込み①	17人	17人	17人	17人	17人
	教育・保育施設	21人	21人	21人	21人	21人
	特定地域型保育事業所	0人	※ 3 +0人	※ 3 +3人	6人	6人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	21人	24人	27人	27人	27人
	②-①	4人	7人	10人	10人	10人
常滑	量の見込み①	35人	35人	35人	36人	36人
	教育・保育施設	21人	21人	21人	21人	21人
	特定地域型保育事業所	8人	8人	8人	8人	8人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	29人	29人	29人	29人	29人
	②-①	△6人	△6人	△6人	△7人	△7人
南陵	量の見込み①	9人	9人	9人	9人	9人
	教育・保育施設	15人	15人	15人	15人	15人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	15人	15人	15人	15人	15人
	②-①	6人	6人	6人	6人	6人
全市	量の見込み①	74人	74人	74人	75人	75人
	教育・保育施設	69人	69人	69人	69人	69人
	特定地域型保育事業所	8人	11人	14人	14人	14人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	77人	80人	83人	83人	83人
	②-①	3人	6人	9人	8人	8人

※ は量（入園児数）の見込みに対する、確保（定員増加）人数

< 1・2歳児 >

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青海	量の見込み①	55人	55人	55人	55人	55人
	教育・保育施設	55人	55人	55人	55人	55人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	55人	55人	55人	55人	55人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
鬼崎	量の見込み①	107人	107人	107人	108人	108人
	教育・保育施設	94人	94人	94人	94人	94人
	特定地域型保育事業所	31人	31人	※16+31人	47人	47人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	125人	125人	141人	141人	141人
	②-①	18人	18人	34人	33人	33人
常滑	量の見込み①	148人	148人	148人	149人	150人
	教育・保育施設	100人	100人	100人	100人	100人
	特定地域型保育事業所	40人	40人	40人	40人	40人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	140人	140人	140人	140人	140人
	②-①	△8人	△8人	△8人	△9人	△10人
南陵	量の見込み①	89人	89人	89人	90人	90人
	教育・保育施設	81人	81人	81人	81人	81人
	特定地域型保育事業所	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	81人	81人	81人	81人	81人
	②-①	△8人	△8人	△8人	△9人	△9人
全市	量の見込み①	399人	399人	399人	402人	403人
	教育・保育施設	330人	330人	330人	330人	330人
	特定地域型保育事業所	71人	71人	87人	87人	87人
	認可外保育施設等	0人	0人	0人	0人	0人
	確保の内容②	401人	401人	417人	417人	417人
	②-①	2人	2人	18人	15人	14人

※16は量（入園児数）の見込みに対する、確保（定員増加）人数

《参考》市内各地区における教育・保育施設定員数（各年4月1日現在）

■ 幼稚園

		令和元年 (実績)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
青海	青海 こども園	80人	80人	80人	80人	80人	80人
鬼崎	大和 幼稚園	150人	150人	150人	150人	150人	150人
	こども園 あるこ	40人	40人	40人	40人	40人	40人
常滑	常滑 幼稚園	180人	180人	180人	180人	180人	180人
	風の丘 こども園	45人	45人	45人	45人	45人	45人
南陵	波の音 こども園	45人	45人	45人	45人	45人	45人
	SAKAI 保育園	—	—	—	—	10人	10人
合計		540人	540人	540人	540人	550人	550人

■ 保育園

保育園 定員		令和元年 (実績)			2年度			3年度			4年度			5年度			6年度		
		0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳	0歳	1・2歳	3-5歳
青海	三和南	6人	22人	100人	6人	22人	100人	6人	22人	100人	6人	22人	100人	6人	22人	100人	6人	22人	100人
	三和西	6人	33人	95人	6人	33人	100人	6人	33人	100人	6人	33人	100人	6人	33人	100人	6人	33人	100人
	青海 こども園	0人	0人	70人	0人	0人	70人	0人	0人	70人	0人	0人	70人	0人	0人	70人	0人	0人	70人
	小計	12人	55人	265人	12人	55人	270人	12人	55人	270人	12人	55人	270人	12人	55人	270人	12人	55人	270人
鬼崎	鬼崎北	3人	22人	115人	3人	22人	115人	3人	22人	115人	3人	22人	115人	3人	22人	115人	3人	22人	115人
	鬼崎中	0人	0人	90人	0人	0人	90人	0人	0人	90人	0人	0人	90人	0人	0人	90人	0人	0人	90人
	鬼崎西	6人	33人	90人	6人	33人	90人	6人	33人	90人	6人	33人	90人	6人	33人	90人	6人	33人	90人
	こども園 あるこ	12人	39人	135人	12人	39人	135人	12人	39人	135人	12人	39人	135人	12人	39人	135人	12人	39人	135人
	地域型保育 事業所	0人	15人	0人	0人	31人	0人	0+3人	31人	0人	3+3人	31+16人	0人	6人	47人	0人	6人	47人	0人
	小計	21人	109人	430人	21人	125人	430人	24人	125人	430人	27人	141人	430人	27人	141人	430人	27人	141人	430人
常滑	瀬木	6人	33人	180人	6人	33人	180人	6人	33人	180人	6人	33人	180人	6人	33人	180人	6人	33人	180人
	風の丘 こども園	9人	39人	135人	9人	39人	135人	9人	39人	135人	9人	39人	135人	9人	39人	135人	9人	39人	135人
	常石	0人	0人	100人	0人	0人	100人	0人	0人	100人	0人	0人	100人	0人	0人	100人	0人	0人	100人
	丸山	6人	28人	110人	6人	28人	110人	6人	28人	110人	6人	28人	110人	6人	28人	110人	6人	28人	110人
	地域型保育 事業所	8人	40人	0人	8人	40人	0人	8人	40人	0人	8人	40人	0人	8人	40人	0人	8人	40人	0人
	小計	29人	140人	525人	29人	140人	525人	29人	140人	525人	29人	140人	525人	29人	140人	525人	29人	140人	525人
南陵	波の音 こども園	6人	30人	99人	6人	30人	99人	6人	30人	99人	6人	30人	99人	6人	30人	99人	6人	30人	99人
	西浦南	3人	22人	71人	3人	22人	71人	3人	22人	71人	3人	22人	71人	3人	22人	71人	3人	22人	71人
	小鈴谷	3人	17人	70人	3人	17人	70人	3人	17人	70人	3人	17人	70人	3人	17人	70人	3人	17人	70人
	SAKAI	0人	11人	32人	3人	12人	35人	3人	12人	35人	3人	12人	35人	3人	12人	35人	3人	12人	35人
	小計	12人	80人	272人	15人	81人	275人	15人	81人	275人	15人	81人	275人	15人	81人	275人	15人	81人	275人
合計		74人	384人	1,492人	77人	401人	1,500人	80人	401人	1,500人	83人	417人	1,500人	83人	417人	1,500人	83人	417人	1,500人

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業です。

《現状・課題等》

時間外保育事業は、保育園、認定こども園、小規模保育事業所で実施しており、市内で14園となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青海	18人(2園)	20人(2園)	13人(2園)	17人(2園)
鬼崎	36人(3園)	26人(3園)	31人(4園)	29人(4園)
常滑	37人(3園)	45人(4園)	60人(4園)	46人(6園)
南陵	9人(2園)	9人(2園)	13人(2園)	22人(2園)
全市	100人(10園)	100人(11園)	117人(12園)	114人(14園)

《確保の方向性と方策》

引き続き、19時までの長時間保育（最長で11時間30分）が、必要な方については今まで通り希望者数に合わせて受け入れ態勢を整えていきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青海	量の見込み①	16人	16人	16人	16人	16人
	確保の内容②	16人 (2園)	16人 (2園)	16人 (2園)	16人 (2園)	16人 (2園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
鬼崎	量の見込み①	29人	28人	27人	27人	28人
	確保の内容②	29人 (4園)	28人 (4園)	27人 (4園)	27人 (4園)	28人 (4園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
常滑	量の見込み①	44人	44人	43人	43人	44人
	確保の内容②	44人 (6園)	44人 (6園)	43人 (6園)	43人 (6園)	44人 (6園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
南陵	量の見込み①	21人	21人	21人	20人	21人
	確保の内容②	21人 (2園)	21人 (2園)	21人 (2園)	20人 (2園)	21人 (2園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
全市	量の見込み①	110人	109人	107人	106人	109人
	確保の内容②	110人 (14園)	109人 (14園)	107人 (14園)	106人 (14園)	109人 (14園)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※確保の内容は、時間外保育の希望者数に合わせて受け入れ態勢を整えるため、①=②としています。

(2) 放課後児童健全育成事業（児童育成クラブ事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

《現状・課題等》

児童福祉法第6条の3第2項に規定されている放課後児童健全育成事業に基づき、仕事などの事情で、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、児童の育成指導を児童館等で実施しています。

女性の就労率は増加傾向にあり、児童育成クラブの利用を希望する児童も増加傾向にあります。通年利用者だけの場合は各地区とも定員を下回っていますが、夏休みなどの長期休業期間のみの利用者も含めると定員を超えるクラブも出てきています。習い事や部活動等で毎日利用しない児童がいるため、利用者における実際の利用率は通年利用者が約9割、長期休業期間は約7割となっており、定員を超えて受け入れる児童育成クラブもあります。

しかし、利用者が増えている常滑地区や鬼崎地区では、定員を超える受け入れも難しくなっているため、長期休業期間のみの利用者が校区外の児童育成クラブを利用する場合があります。

また、児童育成クラブを実施する児童館の老朽化が進んでいます。

通年の利用者

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青海	37人(2クラス)	37人(2クラス)	52人(2クラス)	56人(2クラス)
鬼崎	117人(5クラス)	135人(5クラス)	142人(5クラス)	151人(5クラス)
常滑	132人(5クラス)	161人(6クラス)	177人(7クラス)	195人(7クラス)
南陵	52人(3クラス)	52人(3クラス)	55人(3クラス)	63人(3クラス)
全市	338人(15クラス)	385人(16クラス)	426人(17クラス)	465人(17クラス)

長期休業期間（夏休み）の利用者

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青海	29人	44人	42人	41人
鬼崎	82人	93人	104人	106人
常滑	77人	94人	126人	140人
南陵	43人	48人	49人	41人
全市	231人	279人	321人	328人

《確保の方向性と方策》

夏休みなどの長期休業期間中の利用者については、校区外の児童育成クラブを利用して、市内全域で受け入れをしていきますが、今後、利用を希望する児童の地域での受け皿確保のため、民間委託や長期休業期間の受け入れを含めたクラスの増設等を検討します。

また、老朽化が進んだ児童館で実施する児童育成クラブについては、小学校の大規模改修にあわせ、移転を検討します。

【青海地区】

三和児童館と大野児童センターの計2クラスで実施します。なお、大野児童センターは大野小学校の大規模改修にあわせ、大野小学校への移転を検討します。

【鬼崎地区】

西之口児童館（1クラス）と明和児童館（2クラス）、民間のリトルバード児童クラブ（1クラス）、にじの丘児童クラブ（1クラス）の計5クラスで実施します。また、令和5年度までに民間委託などにより1クラス増やし、計6クラスを開設いたします。

（令和5年度まで +1クラス40人）

【常滑地区】

常滑児童センター（4クラス）と常滑西小学校児童育成クラブ（3クラス）、民間のひこうきぐも児童クラブ（1クラス）の計8クラスで実施していきます。また、令和4年度までに民間委託などにより1クラス増やし計9クラスを開設いたします。

（令和4年度まで +1クラス40人）

【南陵地区】

西浦北小学校児童育成クラブと西浦南児童館、小鈴谷児童館の計3クラスで実施します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青海	量の見込み① (通年利用)	53人	51人	53人	51人	49人
	小学1年生	24人	23人	24人	23人	22人
	小学2年生	18人	17人	18人	17人	16人
	小学3年生	7人	7人	7人	7人	7人
	小学4年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学5年生	1人	1人	1人	1人	1人
	小学6年生	1人	1人	1人	1人	1人
	量の見込み② (長期休業期間利用)	44人	43人	44人	43人	42人
	確保の内容③ (2クラス)	80人 (2クラス)	80人 (2クラス)	80人 (2クラス)	80人 (2クラス)	80人 (2クラス)
	③-① (通年利用)	27人	29人	27人	29人	31人
③-①-② (長期休業期間利用含む)	△17人	△14人	△17人	△14人	△11人	
鬼崎	量の見込み①	203人	200人	202人	196人	190人
	小学1年生	60人	59人	60人	58人	56人
	小学2年生	45人	44人	45人	43人	42人
	小学3年生	46人	45人	45人	44人	43人
	小学4年生	28人	28人	28人	27人	26人
	小学5年生	17人	17人	17人	17人	16人
	小学6年生	7人	7人	7人	7人	7人
	量の見込み② (長期休業期間利用)	108人	108人	108人	106人	104人
	確保の内容③ (5クラス)	200人 (5クラス)	200人 (5クラス)	200人 (5クラス)	40+200人 (1+5クラス)	240人 (6クラス)
	③-① (通年利用)	△3人	0人	△2人	44人	50人
③-①-② (長期休業期間利用含む)	△111人	△108人	△110人	△62人	△54人	
常滑	量の見込み①	222人	218人	221人	215人	209人
	小学1年生	91人	89人	90人	88人	85人
	小学2年生	64人	63人	64人	62人	60人
	小学3年生	42人	41人	42人	41人	40人
	小学4年生	18人	18人	18人	17人	17人
	小学5年生	5人	5人	5人	5人	5人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
	量の見込み② (長期休業期間利用)	137人	136人	137人	134人	132人
	確保の内容③ (8クラス)	320人 (8クラス)	320人 (8クラス)	40+320人 (1+8クラス)	360人 (9クラス)	360人 (9クラス)
	③-① (通年利用)	98人	102人	139人	145人	151人
③-①-② (長期休業期間利用含む)	△39人	△34人	2人	11人	19人	

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南陵	量の見込み①	61人	60人	60人	59人	57人
	小学1年生	21人	21人	21人	21人	20人
	小学2年生	15人	15人	15人	14人	14人
	小学3年生	16人	15人	15人	15人	15人
	小学4年生	5人	5人	5人	5人	4人
	小学5年生	2人	2人	2人	2人	2人
	小学6年生	2人	2人	2人	2人	2人
	量の見込み② (長期休業期間利用)	47人	46人	47人	46人	45人
	確保の内容③	120人 (3クラス)	120人 (3クラス)	120人 (3クラス)	120人 (3クラス)	120人 (3クラス)
	③-① (通年利用)	59人	60人	60人	61人	63人
③-①-② (長期休業期間利用含む)	12人	14人	13人	15人	18人	
全市	量の見込み①	539人	529人	536人	521人	505人
	小学1年生	196人	192人	195人	190人	183人
	小学2年生	142人	139人	142人	136人	132人
	小学3年生	111人	108人	109人	107人	105人
	小学4年生	53人	53人	53人	51人	49人
	小学5年生	25人	25人	25人	25人	24人
	小学6年生	12人	12人	12人	12人	12人
	量の見込み② (長期休業期間利用)	336人	333人	336人	329人	323人
	確保の内容③	720人 (18クラス)	720人 (18クラス)	40+720人 (1+18クラス)	40+760人 (1+19クラス)	800人 (20クラス)
	③-① (通年利用)	181人	191人	224人	279人	295人
③-①-② (長期休業期間利用含む)	△155人	△142人	△112人	△50人	△28人	

※は量（利用者数）の見込みに対する、確保（定員増加）人数

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））です。

《現状・課題等》

利用者数は年度によってばらつきがありますが、児童養護施設松籟荘、児童養護施設八波寮、母子生活支援施設半田同胞園の3か所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全市	28件(3か所)	0件(3か所)	18件(3か所)	8件(3か所)

《確保の方向性と方策》

引き続き、現状の体制を継続していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	14件	14件	14件	14件	14件
	確保の内容②	14件 (3か所)	14件 (3か所)	14件 (3か所)	14件 (3か所)	14件 (3か所)
	②-①	0件	0件	0件	0件	0件
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※確保の内容は、利用を希望する児童に対して全て実施していくため、①=②としています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

《現状・課題等》

助産師・保健師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、相談や情報提供等を行っています。赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳交付時にお渡ししている「赤ちゃん連絡票」をもとに助産師・保健師が連絡し、全ての家庭に随時家庭訪問を実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全市	514人	481人	501人	460人

《確保の方向性と方策》

引き続き、全ての家庭に訪問が実施できるように、関連機関と連携して赤ちゃんの養育状況の把握に努めます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	470人	473人	473人	473人	474人
	確保の内容②	470人	473人	473人	473人	474人
	②－①	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※確保の内容は、全ての乳児を対象に訪問事業を行っていくため、①＝②としています。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

《現状・課題等》

養育支援が特に必要な家庭へ子育て総合支援センターの保育士が訪問し、愛着の絆を深める子育て支援を行っています。平成28年度から訪問員を1名から2名に増員し、体制強化を図っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全市	108件	136件	160件	132件

《確保の方向性と方策》

引き続き、養育支援訪問が必要だと判断した家庭全てに対して実施するとともに、関係機関との連携を密にして、支援が必要な方が利用できるように制度の周知を図っていきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	151件	151件	149件	150件	152件
	確保の内容②	151件	151件	149件	150件	152件
	②-①	0件	0件	0件	0件	0件
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※確保の内容は、支援が必要な家庭に対しては全て実施していくため、①=②としています。

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

《現状・課題等》

平成30年度に鬼崎地区で1か所（こども園あるこ内）開設し、青海こども園、子育て総合支援センター、風の丘こども園、波の音こども園、小鈴谷保育園の計6か所で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青海	136人／月(1か所)	174人／月(1か所)	182人／月(1か所)	181人／月(1か所)
鬼崎	1,364人／月(1か所)	1,364人／月(1か所)	1,296人／月(1か所)	1,582人／月(2か所)
常滑	119人／月(1か所)	121人／月(1か所)	116人／月(1か所)	113人／月(1か所)
南陵	520人／月(2か所)	624人／月(2か所)	547人／月(2か所)	416人／月(2か所)
全市	2,139人／月(5か所)	2,283人／月(5か所)	2,141人／月(5か所)	2,292人／月(6か所)

《確保の方向性と方策》

引き続き、とこなめ市民交流センター内の子育て総合支援センターを中心に6か所の子育て支援センターで子育て支援を実施していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青海	量の見込み①	162人／月	154人／月	154人／月	151人／月	146人／月
	確保の内容②	162人／月 (1か所)	154人／月 (1か所)	154人／月 (1か所)	151人／月 (1か所)	146人／月 (1か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	現在の確保内容を維持				
鬼崎	量の見込み①	1,602人／月	1,606人／月	1,652人／月	1,674人／月	1,698人／月
	確保の内容②	1,602人／月 (2か所)	1,606人／月 (2か所)	1,652人／月 (2か所)	1,674人／月 (2か所)	1,698人／月 (2か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	現在の確保内容を維持				
常滑	量の見込み①	97人／月	103人／月	110人／月	111人／月	112人／月
	確保の内容②	97人／月 (1か所)	103人／月 (1か所)	110人／月 (1か所)	111人／月 (1か所)	112人／月 (1か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	現在の確保内容を維持				
南陵	量の見込み①	411人／月	400人／月	384人／月	369人／月	355人／月
	確保の内容②	411人／月 (2か所)	400人／月 (2か所)	384人／月 (2か所)	369人／月 (2か所)	355人／月 (2か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	現在の確保内容を維持				
全市	量の見込み①	2,272人／月	2,263人／月	2,300人／月	2,305人／月	2,311人／月
	確保の内容②	2,272人／月 (6か所)	2,263人／月 (6か所)	2,300人／月 (6か所)	2,305人／月 (6か所)	2,311人／月 (6か所)
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人

※確保の内容は、子育て支援センターは全ての利用者を受け入れて実施していくため、①=②としています。

(7) 保育園での一時保育

一時的に家庭での保育ができない児童を、一定期間、緊急・一時的に保護者に代わって、保育園や認定こども園の保育園部で保育をする事業です。

《現状・課題等》

市内8園で実施しており、利用者数は近年、減少傾向となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全市	3,596人／年	4,111人／年	2,926人／月	2,378人／年

《確保の方向性と方策》

引き続き、8園で一時的に家庭での保育ができない児童を保育園等で保護者に代わって保育を実施していきます。

今後、利用者の利便性の向上を目指し、料金体系等の見直しを検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全市	量の見込み①	3,000人／年	3,000人／年	3,100人／年	3,100人／年	3,100人／年
	確保の内容②	9,600人／年	9,600人／年	9,600人／年	9,600人／年	9,600人／年
	②-①	6,600人／年	6,600人／年	6,500人／年	6,500人／年	6,500人／年
	確保方策	現在の確保内容を維持				

(8) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

預かり保育は、通常の教育時間後や長期休業期間中などに行われる教育活動のことで、認定こども園の幼稚園部児童や幼稚園児童が利用する事業です。

《現状・課題等》

平成28年度から常滑幼稚園においても一時預かりを開始し、市内6園で実施しており、利用者数が増加傾向となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
青海	833人／年	720人／年	973人／年	1,629人／年
鬼崎	863人／年	974人／年	1,273人／年	1,572人／年
常滑	273人／年	424人／年	1,218人／年	1,563人／年
南陵	2,969人／年	1,494人／年	3,359人／年	2,265人／年
全市	4,938人／年	3,612人／年	6,823人／年	7,029人／年

《確保の方向性と方策》

引き続き、青海こども園、私立大和幼稚園、私立こども園あるこ、私立風の丘こども園、私立波の音こども園、常滑幼稚園で実施します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青海	量の見込み①	1,851人／年	1,802人／年	1,629人／年	1,530人／年	1,555人／年
	確保の内容②	1,851人／年	1,802人／年	1,629人／年	1,530人／年	1,555人／年
	②－①	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年
	確保方策	現在の確保内容を維持				
鬼崎	量の見込み①	1,799人／年	1,742人／年	1,572人／年	1,473人／年	1,515人／年
	確保の内容②	1,799人／年	1,742人／年	1,572人／年	1,473人／年	1,515人／年
	②－①	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年
	確保方策	現在の確保内容を維持				
常滑	量の見込み①	1,790人／年	1,743人／年	1,572人／年	1,459人／年	1,506人／年
	確保の内容②	1,790人／年	1,743人／年	1,572人／年	1,459人／年	1,506人／年
	②－①	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年
	確保方策	現在の確保内容を維持				
南陵	量の見込み①	2,570人／年	2,526人／年	2,265人／年	2,134人／年	2,178人／年
	確保の内容②	2,570人／年	2,526人／年	2,265人／年	2,134人／年	2,178人／年
	②－①	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年
	確保方策	現在の確保内容を維持				
全市	量の見込み①	8,010人／年	7,813人／年	7,038人／年	6,596人／年	6,754人／年
	確保の内容②	8,010人／年	7,813人／年	7,038人／年	6,596人／年	6,754人／年
	②－①	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年	0人／年

※確保の内容は、利用を希望する児童に対して全て実施していくため、①＝②としています。

(9) ファミリー・サポート・センター事業

子育て支援の一環として、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の応援をしていただける人（援助会員）が会員となって、子育てを助け合う事業です。

《現状・課題等》

常滑市社会福祉協議会に事務を委託し、実施しています。平成30年度に全会員に対して、継続利用の意向を確認し、利用希望のない会員が退会したため、減少しています。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全市	依頼会員	193人	197人	211人	52人
	援助会員	22人	24人	28人	19人
	両方会員	20人	21人	32人	18人
	利用件数	807件	560件	251件	325件

《確保の方向性と方策》

支援が必要な方が利用できるように、援助会員や両方会員の確保に努めるとともに、広報などを利用し積極的に制度の周知を図っていきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	322件	320件	318件	315件	313件
	確保の内容②	322件	320件	318件	315件	313件
	②-①	0件	0件	0件	0件	0件
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※量の見込みと確保の内容は利用件数を表し、利用を希望する児童に対して全て実施していくため、①=②としています。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

《現状・課題等》

病気やけがのため家庭で保育できない6か月から小学3年生までの児童を、小児科医の管理の下に保育士、看護師がいる施設で預かり、保護者の子育てや就労の両立支援を図っています。本市では医療法人瀧田医院の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施しています。利用者数は横ばいで推移しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全市	1,344人／年	1,323人／年	1,222人／年	1,244人／年

《確保の方向性と方策》

引き続き、医療法人瀧田医院の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	1,201人／年	1,197人／年	1,175人／年	1,179人／年	1,190人／年
	確保の内容②	2,900人／年 (1か所)	2,900人／年 (1か所)	2,900人／年 (1か所)	2,900人／年 (1か所)	2,900人／年 (1か所)
	②-①	1,699人／年	1,703人／年	1,725人／年	1,721人／年	1,710人／年
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※確保の内容は、定員10人×年間開所日数290日=2,900人／年としています。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、母子手帳の交付時に、「妊産婦・乳児健康診査受診票」を渡し、子宮頸がん検診1回、妊婦健診14回、産婦健診2回、乳児健診2回を公費負担で受診できるように補助しています。

《現状・課題等》

保健センターで全ての妊婦が健診を受けられるように、母子手帳の交付時に、「妊産婦・乳児健康診査受診票」を渡し、子宮頸がん検診1回、妊婦健診14回、産婦健診2回、乳児健診2回が公費負担で受診できるように補助しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全市	517人	503人	479人	459人

《確保の方向性と方策》

引き続き、全ての妊婦が健診を受けられるように、母子手帳交付時に「妊産婦・乳児健康診査受診票」を渡していきます。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	470人	473人	473人	473人	474人
	確保の内容②	470人	473人	473人	473人	474人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人
	確保方策	現在の確保内容を維持				

※確保の内容は、全ての妊婦を対象に健診を実施していくため、①=②としています。

(12) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

《現状・課題等》

平成28年度から子育て総合支援センターに専任の臨時保育士を配置し、また、保健センターに母子保健コーディネーター（保健師）を配置し、2か所で連携をとり、妊娠・出産・子育て期にわたる「切れ目ない支援」体制づくりを行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全市	0か所	2か所	2か所	2か所

《確保の方向性と方策》

引き続き、子育て総合支援センター（基本型）と保健センター（母子保健型）で連携し、母子保健施策と子育て支援施策の両面から、妊娠期から子育て期の子育て支援について、切れ目のない支援を行います。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	基本型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保の内容②	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	②-①	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	確保方策	現在の確保内容を維持				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園（未移行）における給食費（副食費）に対する助成をする事業です。

《確保の方向性と方策》

給食費（副食費）に対する助成は、新制度に移行していない幼稚園の利用者を対象として、令和元年10月1日の幼児教育・保育の無償化を機に実施しています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全市	量の見込み①	10人	10人	10人	10人	10人
	確保の内容②	10人	10人	10人	10人	10人
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人

4 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけられていなかった未移行の幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第5章 子ども・子育て支援施策

1 産後の休業及び育児休業後における保育園等の円滑な利用の確保

0歳児の子どもの保護者が、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況が見られています。そのため、小学校就学前の子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園等に入園できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行っていくことが求められています。

本市では、保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、一斉申込みの時に4月入園の方のみでなく、年度途中の入園申し込みも受け付けています。また、ホームページで保育園等の情報提供の推進に努めます。

事業名	事業内容	課名
育児休業明けの円滑な利用	毎年、11月に翌年度の保育園等の一斉申込みを実施していますが、年度途中の入園申し込みも受け付けます。	こども課
情報提供の推進	常滑市役所のホームページ等で私立の保育園等も含めた情報を随時掲載します。	こども課
コーディネート事業	専門の子育て支援員が、子育て家庭のニーズにあわせて、様々な子育て支援についての情報提供、相談・サポートを行います。	こども課

2 子ども・子育てに関する支援

(1) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援と相談体制の充実

本市では、子育て世代包括支援センター機能を、保健センターと子育て総合支援センターが連携し、「妊娠・出産・子育てつながる支援事業」として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことで、子育てに対する不安の解消を図り、安心して出産・子育てができる環境づくりを進めていきます。

事業名	事業内容	課名
マタニティ・おっぱい相談	妊娠中の生活のこと、母乳等について助産師による相談を実施します。	健康推進課
母乳相談等助成事業	医療機関や助産院で母乳マッサージや授乳の相談をする際の費用を一部助成します。	健康推進課
産後ケア事業	出産後間もないお母さんと赤ちゃんの生活リズムをつくるために、助産院に宿泊または日帰りで、助産師による母と子のケアや乳房マッサージ、授乳指導、育児相談等が受けられる、産後ケア事業を実施します。	健康推進課
コーディネート事業 (再掲)	専門の子育て支援員が、子育て家庭のニーズにあわせて、様々な子育て支援についての情報提供、相談・サポートを行います。	こども課

(2) 児童虐待防止対策等の充実

児童虐待の早期発見・早期対応のため、保育園や幼稚園、認定こども園、学校などと連携し、相談・対応の充実を図り、地域における子育て支援のネットワーク化を進めていきます。また、関係機関とのネットワークを確立し、児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援を進めます。

本市では、相談指導事業として、保健師や家庭児童相談員などの専門職員が相談に応じる体制を整えています。また、ネットワーク事業として、要保護（支援）児童の早期発見及び適切な保護を図るため、「常滑市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報の共有化を進めています。

事業名	事業内容	課名
子ども家庭支援拠点	こども課内に専任の子ども家庭支援員と虐待対応専門員を配置し、児童虐待の防止と対応を強化していきます。	こども課
ネットワーク事業	要保護（支援）児童の早期発見及び適切な保護を図るため、「常滑市要保護児童対策地域協議会」を設置し、毎月、実務者会議を開催します。また、緊急な対応が必要な時には個別ケース検討会議を開催します。	こども課
相談指導事業	こども課と子育て総合支援センターに、専任の家庭児童相談員を配置し、関係機関と連携をとり、状況把握及び必要な助言を行います。	こども課
	DV被害者のための専門相談員による相談を実施します。	福祉課
	保健師が育児不安等必要に応じて電話や面接にて相談に応じます。その他必要な機関と連携を図り支援します。	健康推進課
児童虐待防止に関する啓発	虐待を発見した場合の通報義務や児童虐待防止に関する啓発を行い、虐待の早期発見・早期対応につなげます	こども課

(3) 子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が自立し、安定した生活が送れるよう、国や県と連携しながら、子育てをはじめ、生活、就業、経済面等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

本市では、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給する児童扶養手当に加え、市単独制度による常滑市遺児手当を支給しています。また、その他手当等の事業についても継続して実施し、経済的支援を行うとともに、子どもの就学を支援し、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、防止に向けた取り組みを進めます。

事業名	事業内容	課名
児童扶養手当支給	母子家庭・父子家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため児童扶養手当を支給します。	こども課
常滑市遺児手当支給	常滑市では、児童が心身ともに健やかに成長するように母子家庭・父子家庭等に対して、児童扶養手当に加え、市単独制度による常滑市遺児手当を支給します。	こども課
母子・父子家庭医療費支給事業	県の補助事業及び市の単独事業とし、保健の向上、福祉の増進、生活の安定を図ることを目的として、医療費の一部を助成します。	保険年金課
ひとり親相談支援	母子・父子自立支援員が離婚、離婚後の生活設計、母子・父子家庭の手当、支援策などについて相談に応じます。	こども課
母子・父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の生活の安定化を図るため、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」を支給します。	こども課
母子家庭等日常生活支援事業	母子家庭等の自立を促進するため、一時的に生活援助等が必要な場合に家庭生活支援員を派遣します。	こども課
児童育成クラブ保育料の減免	ひとり親家庭における児童育成クラブの保育料の減免をします。	こども課
就学援助	生活困窮世帯に小・中学校の給食費や学用品費など学校に必要な費用を援助します。	学校教育課
学習支援	経済的理由など、学習の機会を確保することが困難な家庭の小中学生の学習支援を行います。常滑市では、社会福祉協議会に事業委託して実施します。	福祉課

(4) 障がい児施策の充実

全ての人々が普通に暮らしていけるようにする「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい児の健全な発達を支援し、社会全体が障がい児やその親を温かく見守る環境づくりを進めます。

児童発達支援センターについては、本市では、すでに1か所整備していますが、身体に障がいのある児童の受け入れ体制が整っていないため、施設整備をするとともに、サービスの充実を図り、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指します。

また、保育園等に入園する前の幼児で言葉や発達の遅れなど、育児不安などをもつ母親と子どもに対し『親子育児教室事業』を実施しています。保健師、家庭児童相談員、児童発達支援センターちよがおか職員、保育士、発達相談員が指導にあたり、職員の助言や他の親子との関わりを通じて、自分の子どもの発達を理解します。

事業名	事業内容	課名
障害児手当の支給	障がい児に対して、各種手当を支給します。 ・常滑市心身障害者手当 ・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当	福祉課 こども課
障害児福祉サービス	障がいのある児童が、在宅生活支援サービスが利用できるように、ホームヘルプやショートステイ、地域生活支援事業の日中一時支援などの利用決定を行います。 また、療育や訓練などを受けることで円滑な地域生活や集団生活が行えるように、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用決定を行います。	福祉課 こども課
親子育児教室事業	保育園等に入園する前の幼児（1歳6ヶ月健診後）で言葉に遅れや発達に遅れなど、育児不安などをもつ親と子どもに対して、保健師や保育士などが『親子育児教室事業』を実施します。	健康推進課 こども課
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を知多圏域内に設置します。	福祉課 こども課

(5) 児童の健全育成の環境づくり

児童の健全育成は、遊びを通じた仲間意識の形成や児童の社会性の発達に大きな影響があります。今後も多くの児童が地域の中で自由に遊び、安全に過ごす環境の整備を行っていきます。

事業名	事業内容	課名
児童館事業	児童に健全な遊びを与え、健康の増進や情操を豊かにするため、市内に児童館を設置していますが、利用者は児童育成クラブの児童が多数を占めています。今後、児童館で行っている児童育成クラブを小学校内に移行し、また移行に合わせて統廃合を検討していきます。	こども課
子ども会育成事業	児童の健全育成に努めている子ども会及び子ども会連絡協議会へ補助金を支給し、活動を援助します。	こども課
子ども文化教室	小学生・中学生を対象に、公民館などで陶芸・自然・英会話・遊びなど青少年の関心や興味のある内容の文化活動を体験して、自己の向上に努めます。	生涯学習 スポーツ課
わくわく体験教室	小学生・中学生～概ね20歳を対象に青少年の関心や興味のある体験を通して、自己の向上に努めていくきっかけとし、さらには自主的・主体的な活動を支援します。	生涯学習 スポーツ課
夏休みボランティア体験スクール	中学生・高校生を対象とし、夏休みを利用して、ボランティア活動を体験することにより、お年寄りや障がいのある人に対する理解を深め、福祉についての関心を高める事業を実施します。	生涯学習 スポーツ課
たんぽぽ広場・えほんであそぼ！	就学前の子どもとその保護者を対象に、子育てネットワークワーカー等が公民館などで絵本の読み聞かせや手遊びなどを行います。	生涯学習 スポーツ課
家庭教育学級（幼児期） 家庭教育セミナー（思春期）	幼児期・思春期の子どもを持った家族や家庭教育に関心のある人を対象に、公民館などで講座・教室を実施します。	生涯学習 スポーツ課

3 仕事と子育ての両立支援

(1) 男女の働き方の見直しと多様な働き方の実現

仕事と家庭の両立を図るため、男性の育児参加への理解や職場や地域社会に対して、育児休業制度、再雇用制度などの普及を啓発・促進し、意識改革の情報提供に努めていきます。

事業名	事業内容	課名
男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現に向けて策定した計画を基に、男女の自立と平等意識の啓発、男女共同参画の情報提供・啓発、行政における推進体制の確立、民間推進団体への支援などを行います。	安全協働課
育児休業制度の普及促進	「子育てに関する休暇制度一覧」を作成し、育児休業制度の普及を図り、行政機関が率先して休暇の取りやすい職場環境の整備をします。	職員課
	母子手帳交付時に、制度のPR・普及を図ります。	健康推進課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

子育て中の男女が職場生活と家庭生活を両立できるように、多様な保育サービスの充実や働き続けられる環境整備を推進します。

事業名	事業内容	課名
病児・病後児保育事業	病気やけがのため家庭で保育できない児童を、小児科医の管理の下に保育士、看護師がいる施設で預かり、保護者の子育てや就労の両立支援を図っています。常滑市では医療法人瀧田医院の「タキタキッズプラザ」に事業委託し実施します。	こども課
時間外保育事業	保育園7園、認定こども園3園、小規模保育事業所4園の計14園で18時以降の延長保育を実施します。	こども課
保育園での一時保育	一時的に家庭での保育ができない児童を、一定期間、緊急・一時的に保護者に代わって、保育園等で1か月につき14日以内で保育します。本市では、保育園5園、認定こども園3園の計8園で実施します。	こども課
児童育成クラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、本市では全ての小学校区で実施します。	こども課



第6章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本行動計画を市民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 多様な主体との連携による推進

本計画は、様々な分野での関わりが必要であり、家庭や地域をはじめ、認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業所、学校、その他関係機関・団体との連携を図り、計画を推進します。

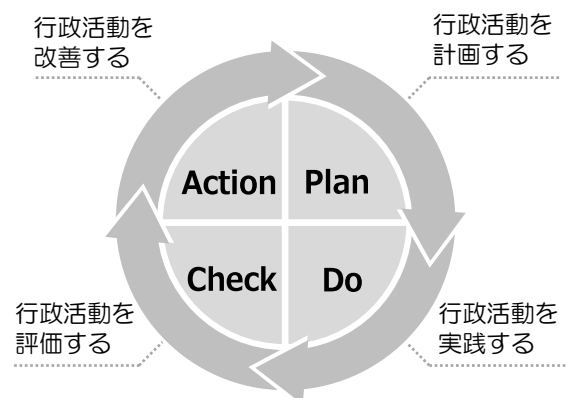
(2) 情報提供・周知

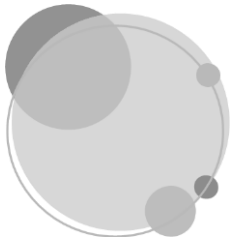
広報とこなめやホームページ等の広報手段を活用し、計画の周知を行います。

2 計画の進捗・評価

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況および成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。





資料編

1 常滑市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的な運用を実施するにあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、常滑市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事項を処理すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第2項に規定する保護者を代表する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部こども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

2 平成25年度において委嘱した委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成27年6月17日要綱第26号）

この要綱は、平成27年6月17日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 常滑市子ども・子育て会議委員名簿

【任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日】

	氏名	摘要
会長	山口 静	とこなめ子育て支援協議会会長
委員	川畑 理恵	常滑市小中学校PTA連絡協議会副会長（母代）
	竹中 初美	幼稚園PTA会長（常滑幼稚園）
	百田 理奈	保育園父母の会代表（瀬木保育園）
	福上 道則	民間認定こども園代表（風の丘こども園）
	磯部 友孝	民間認定こども園代表（こども園あるこ）
	菅田ミサト	民間保育園代表（SAKAI保育園）
	山下 圭一	常滑市社会福祉協議会事務局長
	山田 尚美	幼・保育園代表園長（瀬木保育園園長）
	中村 宏子	子育て総合支援センター所長
	入山佳代子	福祉部健康推進課長

事務局	古川 陽平	福祉部こども課長
	中野 高子	福祉部こども課指導主事
	空 みどり	福祉部こども課課長補佐
	大崎 美紀	福祉部こども課主任主査

第2期 常滑市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：常滑市福祉部こども課

〒479-8610

愛知県常滑市新開町4-1

TEL：0569-47-6113

FAX：0569-35-7879